### 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の見直し内容中長期目標・計画 対照表

(主務府省:文部科学省、経済産業省、規制委員会)

見直し内容	中 長 期 目 標(第3期)	中長期計画(第3期)
「独立行政法人日本原子力研究開発機構 の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性について」における指摘事項 を踏まえた見直し内容	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が 達成すべき業務運営に関する目標 (中長期目標) (案)	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 の中長期目標を達成するための計画 (中長期計画) (案) (平成27年4月1日~平成34年3月31日)
平成27 年1月30 日	平成 年月日	認 可: 平成 年 月 日
文部科学省	文部科学省 経済産業省 原子力規制委員会	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

見直し内容	中	<b>長</b> ;	期	目	標	(第3期)			中	長	期	計	画	(第3期)	)
			E	目次								目次			
								序文							
								前文							
	I.政策体系における	法人の位置	置付け及び	び役割											
	Ⅱ. 中長期目標の期間														
	Ⅲ. 安全を最優先とし	た業務運	営に関す	る事項				I. 安全	を最優先	とした業績	務運営に関	割する目標?	を達成する	るためとるべき	き措置
	1. 安全確保に	関する事項	項					1	1. 安全確	保に関する	る事項				
	2. 核セキュリ	ティ等に	関する事	項				2	2. 核セキ	ュリティ等	新に関する	事項			
	IV. 研究開発の成果の	最大化その	の他の業	務の質の	向上に関	関する事項		Ⅱ.研究	開発の成	果の最大化	ヒその他の	業務の質の	か自上に	関する目標を追	達成するため
								٤٤	るべき措置						
	1. 東京電力福	島第一原	子力発電	所事故の	対処に係	系る研究開発			1. 東京電	力福島第	一原子力夠	笔電所事故の	の対処に	係る研究開発	
									(1)	廃止措置	等に向け	た研究開発			
									(2)	環境回復	に係る研	究開発			
									(3)	研究開発	基盤の構築	<b>筑</b>			
	2. 原子力安全	規制行政	等への技	術的支援	長及びその	のための安全研	究	2	2. 原子力	安全規制	う政等への	)技術的支持	受及びその	かための安全	疧
									(1)	原子力安	全規制行政	<b>吹への技術</b>	的支援及	びそのための	安全研究
									(2)	原子力防	災等に対す	する技術的	支援		
	3. 原子力の安	全性向上(	のための	研究開発	等及び	亥不拡散・核セ	キュリティ	3	3. 原子力	の安全性で	句上のため	の研究開発	終及び	亥不拡散•核1	ヹキュリティ
	に資する活	動							に資す	る活動					
									(1)	原子力の	安全性向」	<b>上のための</b>	研究開発	等	
									(2)	核不拡散	<ul><li>核セキュ</li></ul>	ュリティに	資する活	動	
	4. 原子力の基	礎基盤研究	究と人材	育成				4	4. 原子力	の基礎基盤	盤研究と人	、材育成			
									(1)	原子力を	支える基础	楚基盤研究	及び <del>先</del> 端	原子力科学研	究の推進

見直し内容	中 長 期 目 標(第3期)	中 長 期 計 画(第3期)
		(2) 高温ガス炉とこれによる熱利用技術の研究開発
		(3) 量子ビーム応用研究
		(4) 特定先端大型研究施設(J-PARC)の共用の促進
		(5) 原子力人材の育成と供用施設の利用促進
	5. 高速炉の研究開発	5. 高速炉の研究開発
		(1)「もんじゅ」の研究開発
		(2) 高速炉の実証技術の確立に向けた研究開発と研究開発の成果の最
		大化を目指した国際的な戦略立案
	6. 核燃料サイクルに係る再処理、燃料製造及び放射性廃棄物の処理処分に	6. 核燃料サイクルに係る再処理、燃料製造及び放射性廃棄物の処理処分に
	関する研究開発等	関する研究開発等
		(1) 使用済燃料の再処理、燃料製造に関する技術開発
		(2) 放射性廃棄物の減容化・有害度低減の研究開発
		(3) 高レベル放射性廃棄物の処分技術等に関する研究開発
		(4) 原子力施設の廃止措置及び放射性廃棄物の処理処分の計画的遂行
		と技術開発
	7. 核融合研究開発	7. 核融合研究開発
		(1) ITER 計画の推進
		(2) 幅広いアプローチ活動を活用して進める先進プラズマ研究開発
		(3) 幅広いアプローチ活動等による核融合理工学研究開発
	8. 産学官との連携強化と社会からの信頼の確保のための活動	8. 産学官との連携強化と社会からの信頼の確保のための活動
		(1) イノベーション創出に向けた取組
		(2) 民間の原子力事業者の核燃料サイクル事業への支援
		(3) 国際協力の推進
		(4) 社会や立地地域の信頼の確保に向けた取組
	V. 業務運営の効率化に関する事項	Ⅲ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

見直し内容	中	長	期	目	標	(第3期)	中	長	期	計	画	(第3期)
							(1)	経費の合	理化・効率	≅化		
							(2)	)人件費管	理の適正化	٤		
							(3)	契約の適	<b>並正化</b>			
							(4)	)情報技術	の活用等			
							(5)	一部業務	の分離、紛	祫		
	VI. 財務内容の改	善に関する	5事項				Ⅳ. 予算(人件費	の見積りを	き含む。)、	収支計画》	なび資金	計画
							1. 予算					
							2. 収支記					
							3. 資金記	抽				
							V. 短期借入金G	の限度額				
							VI. 不要財産又(	よ不要財産	となること	が見込まれ	れる財産	がある場合には、当該財産
							の処分に関す	する計画				
							VII. 前号に規定で	する財産以	外の重要な	財産を譲	度し、又に	は担保に供しようとすると
							きは、その語	抽				
							Ⅷ.剰余金の使込	<u>余</u>				
	VII. その他業務運	営に関する	る重 <del>要事</del> 項				区. その他業務に	運営に関す	る重 <del>要事</del> 項	į		
	1. 効果的	、効率的な	こマネジメン	ノト体制の	確立		1. 効果的	勺、効率的	なマネジメ	ント体制の	D確立	
							(1)	効果的、	効率的な組	織運営		
							(2)	) 内部統制	の強化			
							(3)	)研究組織	間の連携、	研究開発語	平価等に 。	よる研究開発成果の最大化

見直し内容	中县	長 期	目	標	(第3期)		中	長	期	計	画	(第3期)
							(4)	業務改革の	の推進			
	2. 施設・設備	に関する事項					2. 施設	・設備に関	する計画			
	3. 国際約束の	誠実な履行に	関する事項				3. 国際	約束の誠実	な履行に関	する事項		
	4. 人事に関す	る事項					4. 人事	に関する計	画			
							5. 中長	期目標の期	間を超える	債務負担		
							序文					
	独立行政法人通	則法(平成 11	年法律第 10	03 号。以	下「通則法」と	いう。)第	独立行政	去人通則法	(平成十一	年法律第百	三号)	第35条の5第1項の規
	35条の4第1項の	規定に基づる	き、独立行政	法人日本	原子力研究開発	機構(以下	に基づき、国	立研究開発	<b>法人日本</b> [	原子力研究	開発機構	「以下「機構」という。)
	「機構」という。	が達成すべき	き業務運営に	関する目	標(以下「中長)	期目標」と	平成 27 年 (	2015年) 4	月1日から	5平成34年	(2022 全	F) 3月31日までの7年
	いう。)を定める	,					における中	長期目標を追	達成するた	めの計画	以下「中	長期計画」という。)をク
							ように作成	する。				
	I. 政策体系における	と人の位置付け	ナ及び役割				前文					
	原子力は、エネ	レギーの需給	こ関する施策	の長期的	、総合的かつ計	画的な推	機構は、国	国の原子力政	対策の基本	である「原	子力基本	法」(昭和三十年十二月
	進を図るための基準	k的な計画で	ある「エネル	ギー基本	計画」(平成26	6年4月閣	九日法律第	<b>百八十六号</b> )	に沿って	、平和利用	月、安全码	確保及び社会からの信頼
	議決定。以下「エ	ペルギー基本語	計画」という	。)におし	て、燃料投入	量に対する	大前提に、「	原子力に関す	する基礎・	基盤研究な	ゝらプロ	ジェクト研究開発までを
	エネルギー出力の	<b>さき、優れ</b> な	た安定供給性	と効率性	、運転コスト、	温室効果	含する我が	国における原	原子力に関	する唯一の	)総合的/	な研究開発機関として、
	ガスの排出等の観	から、安全	生の確保を大	前提に、	エネルギー黒糸	合構造の安	成17年(20	005年)10月	月に発足し	た。		
	定性に寄与する重要	要なべースロ-	ード電源とさ	れている	ところであり、	化石燃料	以来、機	構は、国の原	原子力政策	や科学技術	政策に	基づき、第1期中期目標
	に乏しく、その大き	宗を海外から(	の輸入に頼ら	ざるを得	ない我が国にと	こってエネ	間及び第2	期中期目標	期間におい	て、我が	国の中長	期的なエネルギー安定研
	ルギー安全保障の	見点から重要を	なエネルギー	-源のひと	つである。それ	にに、	のために不	可欠となる	亥燃料サイ	クルの確立	Zを目指す	す「高速増殖炉サイクル
	東京電力株式会社	富島第一原子:	力発電所事故	(以下「	東京電力福島第	第一原子力	究開発」及で	ゞ 「高レベル	レ放射性廃	棄物処分技	術研究開	発」、将来のエネルギー
	発電所事故」とい	5。)をはじめ	とするあらら	⊅る原子ナ	に関する事故の	の再発の防	開発を国際	共同研究プロ	コジェクト	で目指す	「核融合研	研究開発」並びに多様な
	止のための努力を	売けていく必	要がある。				射線利用を	通じて科学	技術の新分	分野開拓や	産業等を	支えることが期待され
	また、原子力は、	エネルギー	資源の確保の	みならず	地球規模の問題	1解決並び	「量子ビー」	ム応用研究	開発」を主	要4事業と	して、事	業を進めてきた。加え

### 中 長 期 目 標(第3期)

に放射線利用等による科学技術・学術・産業の発展に寄与するための重要な役割を担っており、その研究開発や安全規制及び放射性廃棄物問題の解決等については、多大な資源や時間を必要とするため、国の役割が重要となってくる。特に、東京電力福島第一原子力発電所事故のような深刻な原子力事故における廃炉・汚染水対策は世界にも前例のない困難な事業であるため、国が前面に立ち、取り組む必要がある。

機構は、国立研究開発法人及び我が国における原子力に関する唯一の総合的 研究開発機関として取り組むべき事項に特化しつつ、以下のとおり、国の政策 に基づき、国の原子力政策や科学技術政策に貢献する。

国の原子力政策の基本である「原子力基本法」(昭和三十年十二月十九日法律 第百八十六号)においては、機構は、原子力に関する基礎的研究及び応用の研 究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料 物質の開発並びに核燃料物質の再処理に関する技術の開発並びにこれらの成果 の普及等を実施することとされており、我が国の原子力の技術基盤を支えるこ とが期待されている。また、原子力利用に伴い確実に発生する使用済燃料の処 理処分や原子力施設の廃止措置等にかかる技術開発等についても、機構が原子 力事業者として、また、我が国における原子力に関する唯一の総合的研究開発 機関として、必ず履行しなければならない業務である。さらに、機構は、「エネ ルギー基本計画」や「第4期科学技術基本計画」(平成23年8月閣議決定、以 下「第4期科学技術基本計画」という。) 等の国の原子力を含めたエネルギー政 策及び科学技術政策などを踏まえ、東京電力福島第一原子力発電所事故への対 処、原子力の安全性向上、原子力基礎基盤研究の推進と人材の育成、高速炉の 研究開発、核燃料サイクルに係る放射性廃棄物の処理処分等に関する研究開発 等に取り組む必要がある。なお、その研究開発の実施に当たっては、国立研究 開発法人として、自らの研究開発成果の最大化に取り組むことはもとより、大 学、産業界等との積極的な連携と協働を通じ、我が国全体の原子力科学技術分

### 中 長 期 計 画(第3期)

平成23年(2011年)3月11日の東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故(以下「東京電力福島第一原子力発電所事故」という。)以降は、事故からの復旧対策、復興に向けた取組への貢献を最も重要な事業と位置づけ、その科学的技術的専門性を最大限活用して積極的に取り組んできた。

一方で、第2期中期目標期間において、高速増殖原型炉「もんじゅ」(以下「もんじゅ」という。)における保守管理上の不備及び大強度陽子加速器施設(以下「J-PARC」という。)での放射性物質漏えい事故に端を発して、機構の組織体制・業務を抜本的に見直す状況に至った。このため、文部科学省が示した「日本原子力研究開発機構の改革の基本的方向」(平成25年8月日本原子力研究開発機構の改革計画」(平成25年9月日本原子力研究開発機構)に基づき、経営機能の強化、安全確保・安全文化醸成、事業の合理化、「もんじゅ」の安全で自立的な運営管理体制の確立等に向けた改革を進めてきたところである。

機構は、第1期中期目標期間及び第2期中期目標期間中に得られた成果を基盤とし、また、「もんじゅ」の保守管理上の不備等への反省を踏まえ、研究開発成果の最大化を図りつつ、原子力科学技術の進展に貢献するべく、第3期中長期目標に示された諸課題に全力で取り組む。具体的には、機構は、「エネルギー基本計画」(平成26年4月閣議決定。以下「エネルギー基本計画」という。)や「第4期科学技術基本計画」(平成23年8月閣議決定。以下「第4期科学技術基本計画」という。)等の国の原子力を含めたエネルギー政策及び科学技術政策等を踏まえて、「東京電力福島第一原子力発電所事故への対処」、「原子力の安全性向上」、「原子力基礎基盤研究と人材育成」、「高速炉の研究開発」及び「核燃料サイクルに係る再処理、燃料製造及び放射性廃棄物の処理処分に関する研究開発等」に重点化して取り組む。

研究開発の実施に当たっては、国立研究開発法人として、自らの研究開発成果の最大化を図ることはもとより、大学、産業界等との積極的な連携と協働を

見直し内容	中 長 期 目 標(第3期)	中 長 期 計 画(第3期)
	野における研究開発成果の最大化に貢献することが重要である。あわせて、機	通じ、原子力の革新的科学技術を創出し、社会に実装する中継的役割を果たす
	構は、原子力規制委員会が策定する「原子力規制委員会における安全研究につ	とともに、我が国全体の原子力科学技術分野における研究開発成果の最大化に
	いて」等に基づき、原子力安全規制の的確な実施のための技術的支援を行うた	貢献できるよう取り組む。また、効果的な国際協力によって研究開発を推進す
	めの中核的な役割を担う必要がある。	る。あわせて、機構は、原子力規制委員会が策定する「原子力規制委員会にお
	その上で、東京電力福島第一原子力発電所事故の経験を含め、原子力利用先	ける安全研究について」等に基づき、原子力安全規制の的確な実施のための技
	進国として、特に、東京電力福島第一原子力発電所事故対応を通じて得られる	術的支援を行うための中核的な役割を担う。その上で、東京電力福島第一原子
	技術や知見については、世界と共有し、各国の原子力施設における安全性の向	力発電所事故への対処を通じて得られる技術や知見を世界と共有するととも
	上や防災機能の強化に貢献していくとともに、安全や核セキュリティ分野での	に、各国の原子力施設における安全性の向上、防災機能の強化及び核セキュリ
	貢献を行う。	ティの向上に貢献する。
	また、機構は、高速増殖原型炉「もんじゅ」(以下「もんじゅ」という。)の	業務の実施に当たっては、経営機能を強化し内外の情勢変化に応じた機動
	保守管理上の不備及び大強度陽子加速器施設(以下「J-PARC」という。)での放	的・弾力的な経営資源配分を図る。また、部門制における内部統制・ガバナン
	射性物質漏えい事故に端を発し、機構の組織体制・業務を抜本的に見直すため	スの強化を継続する。さらに、適切な経営管理サイクルにおいて業務の質の継
	に策定された「日本原子力研究開発機構の改革の基本的方向」(平成25年8月	続的改善を図るとともに、改革に盛り込まれた組織・業務改革への取組の着実
	文部科学省日本原子力研究開発機構改革本部)(以下「改革の基本的方向」とい	な定着化を図る。安全を最優先とした上で効率化を図るとともに、積極的な情
	う。)を踏まえ、安全を最優先とし、社会の信頼を得つつその業務を行うととも	報の提供・公開等を継続し、社会や立地地域の信頼の確保等に取り組む。また、
	に、上述の分野の取組への重点化を進める。さらに、保有する施設を安全かつ	保有する施設を安全かつ安定的に稼働させるため、新規制基準への対応を計画
	安定的に稼働するため新規制基準への対応を計画的かつ適切に進める。	的かつ適切に進める。
	上記を踏まえ、機構の新しい中長期目標を策定する。	
		上記を踏まえ、機構の新しい中長期計画を策定する。
	Ⅱ. 中長期目標の期間	
	中長期目標の期間は平成 27 年(2015 年) 4 月 1 日から平成 34 年 (2022 年) 3 月	
	31 日までの7年とする。	

# 中 長期 目標(第3期)

### 中 長 期 計 画(第3期)

#### 第1 組織のガバナンス強化

本法人では、「もんじゅ」の保守管理上の不備の問題やJ-PARC事故等を受け、「日本原子力研究開発機構の改革の基本的方向」(平成 25 年8月8日文部科学省日本原子力研究開発機構改革本部。以下「基本的方向」という。)及び「日本原子力研究開発機構改革計画」(平成 25 年9月26 日 日本原子力研究開発機構)に基づき、平成 25 年 10 月以降、安全を最優先とした組織を目指した組織や業務の改革を行ってきている。

しかし、本法人の各施設における放射性物質の漏えいや火災、監視設備の点検の不備、研究所内への不審者の立入などの事例が後を絶たず、組織全体として安全意識の醸成は、十分なものとなっていない。今後、本法人が原子力に関する研究開発を行っていく上で、組織全体として、より一層、安全を最優先としつつ、効率的・効果的な業務運営を目指していくことが強く求められるものである。

このため、以下の措置を講ずることとする。

(1) 本法人は、安全に関し、理事長の考え方の周知・徹底、グループでの討論、役員の施設・設備の巡視等の取組を実施することで、職員の意識向上に取り組んできているが、今後においては、業務に従事する職員一人一人が、徹底した安全意識をもって業務に従事し、業務上の問題点を改善していくことが重要である。このため、直ちに、それぞれの研究開発の現場にそれら現場職員による取組を統括することができる者を置くなど現場レベルでの改善を推進する手法を導入することとする。

#### Ⅲ、安全を最優先とした業務運営に関する事項

機構は、国立研究開発法人であるとともに、原子力事業者でもあり、原子力利用に当たっては、いかなる事情よりも安全を全てに優先させることを大前提とした取組を念頭に業務運営に取り組むことが必要である。そのため、機構は、「改革の基本的方向」を踏まえ、安全を最優先とした業務運営を行うとともに、法令遵守はもとより、機構の全ての役職員が自らの問題として安全最優先の意識を徹底し、組織としての定着を図り、安全を最優先とした組織体制のあり方について不断に見直しをしていく。

また、機構は、原子力安全及び核セキュリティの向上に不断に取り組み、所 有する施設及び事業に関わる安全確保並びに核物質等の適切な管理を徹底す る。

これらの取組は、原子力の安全性向上のための研究開発等で得られた最新の 知見を取り入れつつ、常に高度化していくとともに、それぞれの現場における、 平時及び事故発生時等のマニュアル等について、新たに整備すべき事項は直ち に整備し、不断に見直していく。

なお、これらの取組状況や、事故発生時の詳細な原因分析、対応状況等については、これまでの課題を踏まえ、一層積極的かつ迅速に公表する。

#### 1. 安全確保に関する事項

安全確保を業務運営の最優先事項とし、自ら保有する原子力施設が潜在的 に危険な物質を取り扱うとの認識に立ち、法令遵守を含めた安全管理に関す る基本事項を定めるとともに、自主保安活動を積極的に推進し、施設及び事 業に関わる原子力安全確保を徹底する。また、新規制基準への対応を計画的 かつ適切に行う。

また、職員一人ひとりが徹底した安全意識を持って業務に従事し、業務上の 問題点を改善していく観点から、現場レベルでの改善を推進する手法を導入す I. 安全を最優先とした業務運営に関する目標を達成するためとるべき措置

いかなる事情よりも安全を最優先とした業務運営のため、法令遵守はもとより、機構の全ての役職員が自らの問題として安全最優先の意識を徹底し、組織としての定着を図る。また、原子力安全文化及び核セキュリティ文化の向上に不断に取り組み、施設及び事業に関わる安全確保並びに核物質等の適切な管理を徹底する。

これらの取組を実施するに当たり、必要な経営資源を十分に確保するとともに、原子力の安全性向上強化のための研究開発等で得られた成果を取り入れることによりその高度化を図る。さらに、事故・トラブル情報については、迅速かつ分かりやすい形で公表するなど、国民や地域社会との信頼醸成に努める。

#### 1. 安全確保に関する事項

安全確保を業務運営の最優先事項とし、自ら保有する原子力施設が潜在的に危険な物質を取り扱うとの認識に立ち、安全管理に関する基本事項を定めるとともに、自主保安活動を積極的に推進し、施設及び事業に関わる原子力安全確保を徹底する。

上記方針に則り、以下の取組を実施する。

・ 理事長が定める原子力安全に係る品質方針、安全文化の醸成及び法令 等の遵守に係る活動方針、安全衛生管理基本方針、環境基本方針に基

見直し内容		+ F + = /**.c +
元旦しい谷	中 長 期 目 標(第3期)	中 長 期 計 画(第3期)
また、それぞれの業務を管理する責任者である役員が、	<b>వ</b> 。	づき、各拠点において安全確保に関する活動計画を定めて活動すると
上記の現場における安全の確保や問題点の改善等の取組	これらの取組により、機構が行う原子力研究開発の安全を確保するとともに、	ともに、理事長によるマネジメントレビュー等を通じて、継続的な改
を先導することとし、それらの進ちょくが遅れた場合、関	機構に対する国民・社会の信頼を醸成する。	善を進める。また、監査等を適切に実施し、品質マネジメントシステ
係役員の業績評価を踏まえた手当の減算等により責任を		ムの確実な運用と継続的な改善を進める。
明確化することとする。		・ 職員一人ひとりが機構のミッションとしての研究開発の重要性とリス
(2) それぞれの現場における、業務における安全を確保するた		クについて改めて認識し、安全について常に学ぶ心、改善する心、問
めに日々実施しなければならない事項、事故等の発生時に必		いかける心をもって、安全文化の向上に不断に取り組み、職員の安全
要となる対処方法、報告・連絡手順等の業務管理、保守点検		意識向上を図る活動を不断に継続し、安全文化の定着を目指す。その
方法等の仕組みを直ちに整備し、不断に見直して改善するこ		際、それぞれの業務を管理する責任者である役員が責任を持ってその
ととする。		取組を先導するとともに、原子力に関する研究開発機関としての特徴
(3) 本法人は、平成26年4月1日、従来の8研究開発部門17		を踏まえた安全文化醸成活動に努めるとともに、機構の安全文化の状
事業所等を6部門及び共通管理部門に集約し、各担当理事を		態を把握し、自ら改善していくため、機構外の専門家の知見も活用し
部門の長とする一元的な責任体制を整備している。今後にお		た安全文化のモニタリングを実施し、その結果を踏まえ必要な対策を
いては、これまでの組織体制の見直しによる効果や課題を総		講ずる。
括した上で、安全管理に係る組織や体制の不断の見直しを行		・ 事故・トラブルはもとより安全性向上に資する情報に関し、迅速かつ
うこととする。		組織的に情報共有を図り、効果的・効率的な改善につなげる現場レベ
(4) 本法人が「もんじゅ」の再稼動を目指し、また、原子力に		ルでの仕組みを整備し、継続的に改善する。また、現場における保守
関する研究開発を推進していくことに対する国民の視線は		管理、緊急時対応等の仕組みや手順を実効性の観点から継続的に整備
厳しいことが想定される。本法人は、自らの業務に対する国		し改善する。機構内外の事故・トラブル情報や良好事例を収集し、必
民の理解を得、信頼回復を図るとともに、原子力の安全性に		要に応じ機構全体として整合性を図りつつ迅速かつ的確に対応すると
対する国民の信頼回復に資するため、上記(1)から(3)までの		ともに、新規制基準対応を計画的かつ適切に進める。また、過去の事
取組に加え、原子力そのものの安全性向上に貢献するため、		故・トラブルを踏まえた再発防止対策等について、定期的にその効果
①本法人が果たすべき役割、②研究開発の内容を明確化し、		を検証し必要な見直しを行う。
これを着実に実施することとする。		・ 施設の高経年化を踏まえた効果的な保守管理活動を展開するととも
(5) 上記(1)から(4)までの取組状況、実績や、事故等発生時		に、施設・設備の改修・更新等の計画を策定し優先度を踏まえつつ対
の詳細な原因分析・対応状況等については、一層積極的か		応する。また、機構横断的な観点から、安全対策に係る機動的な資源

見直し内容	中	長	期	目	標	(第3期)		中	長	期	計	画	(第3期)
つ迅速に公表することとする。		の管理に置	当たっては、 こ、核セキ <u>-</u>			国内法令を遵		・ 構 備 が 通 情 上 る ユーが 保 が 通 情 上 る ユーが タ条物 活 て 関 期 活 し に 定期 に に に かん い に 定 が の い に 定 が の の い に たん かん い に たん い に たん かん い に たん い に たん かん い に たん い い い い い い い い い い い い い い い い い い	内の情報では、大きなと、大きなと、大きなと、大きなと、大きなと、大きないである。これでは、大きないである。これでは、大きないである。これでは、大きないでは、まないでは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これは、これ	有なる表う効能と関付定のキュ、人びたまなのが続いる。 基準の かく 様の 管 すく 様の 管 すく しいがい 項を際を べいのの	外を事備をは、扱約行文改意は外へ行故を継に直り、大力・経動をは、関が、大力・経動をは、関が、大力・経動をは、関が、大力・経動をは、対力・経動をは、対力・経動をは、対力・は、対力・は、対力・は、対力・は、対	提もづにすれ し連キ係るにず供に、情報しな。 杉はテ動にでる。	ため、緊急時におけるを 対る対応システム等を が が が が が はたついて、関係機関への が、 、迅速かつ分かりやすい が、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
第2 事務及び事業の見直し	カに関するで を最優先とし の他の業務の	間及び大学 生一の総合的 した上で、し の質を向上で	学等との役割 的研究開発的 以下に示す研 させることで	割分担を明 機関として 研究開発を で、原子力	開催化して 実施すべ ・推進し、	関する事項 つつ、我が国にでいます。 まま 項に重点が その成果の最から にの上や放射性が にほうしき にほうしゃ はいました はいまま できる はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます	化し、安全 大化及びそ 廃棄物の処	とるべき措 機構は、我 民間、大学等 重点化し、3	にが国におい い適切にないを で全を最優	ける原子力/ な役割分担 先とした上	に関する唯 の下に、機 で、以下に	一の総合は 構でなけ	する目標を達成するため 的な研究開発機関として れば実施できない事項に 開発を推進し、原子力の 別に伴う諸課題の解決、立

### 中 長 期 目 標(第3期)

中 長 期 計 画(第3期)

度化を推進し、我が国のエネルギー資源の確保、環境負荷低減、科学技術・学 術と産業の振興やイノベーションの創出につなげる。

また、機構は、国立研究開発法人として、また、原子力事業者として、常に 社会とのつながりを意識しつつ、組織としての自律性をもって研究開発に取り 組む必要がある。国立研究開発法人として、研究開発の成果を社会へ還元して いくことはもちろん、原子力の利用に当たっては、国民の理解と信頼の確保を 第一に、国民視点を念頭に取り組む。

なお、原子力の研究開発は長期にわたって継続的に取り組む必要があること から、機構内における人材の育成や技術・知識の継承に意識的に取り組み、研 究開発を行う。

#### 4 福島第一原子力発電所事故への対応に関する研究開発

福島第一原子力発電所事故への対応について、本法人は、原子力に関する唯一の総合的研究開発機関として、これまで、関連する研究開発を実施してきており、今後は、研究拠点施設を整備して、事故により発生した放射性物質の性状把握、分析・研究や遠隔操作機器・装置の開発実証等を行うこととしている。

これらの研究開発の成果は、必要なものを遅滞なく廃炉事業 等に対して提供することが求められると同時に、基本的方向に おいては、具体的に本法人が担うべき事項を明確にし、合理的 かつ効率的に実施することとされている。

このため、今後、福島第一原子力発電所事故への対応に関する研究開発については、以下の措置を講ずることとする。

① 研究開発の成果を遅滞なく廃炉事業等に対して提供する

#### 1. 東京電力福島第一原子力発電所事故の対処に係る研究開発

東京電力福島第一原子力発電所事故により、多くの人々が避難を余儀なくされているとともに、廃炉・汚染水問題や、環境汚染問題等、世界にも前例のない困難な課題が山積している。「エネルギー基本計画」等に示された、福島の再生・復興に向けた取組を踏まえ、機構は、人的資源や研究施設を最大限活用しながら、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等及び福島再生・復興に向けた環境回復に係る実効的な研究開発を確実に実施する。また、研究開発基盤を強化するとともに、国内外の産学の英知を結集し、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた研究開発や人材育成に取り組む。

なお、これらの取組については、国の政策や社会のニーズを踏まえつつ、 具体的な工程のもと、個々の研究開発ごとの成果内容、東京電力福島第一原 子力発電所の廃止措置等への提供・活用方法等を具体化し、関係機関と連携 して進めるとともに、諸外国における廃止措置等に関する研究開発成果、廃 びに原子力利用の更なる高度化を推進し、我が国のエネルギー資源の確保、環境負荷低減、科学技術・学術と産業の振興に貢献する。

特に、自身の活動による成果の創出のみならず、その活動を通じた我が国全体の原子力開発利用、国内外の原子力の安全性向上、さらにはイノベーションの創出に積極的に貢献するため、常に社会とのつながりを意識し、組織としての自律性を持って、研究開発に取り組む。また、国民の理解と信頼の確保を第一に、常に国民的視点で業務に取り組む。

なお、原子力の研究開発は長期にわたって継続的に取り組む必要があること から、機構内における人材の育成や技術・知識の継承に意識的に取り組み、研 究開発を進める。

#### 1. 東京電力福島第一原子力発電所事故の対処に係る研究開発

東京電力福島第一原子力発電所事故により、同発電所の廃炉、汚染水対策、環境回復等、世界にも前例のない困難な課題に対処することが求められている。このため、機構が有する人的資源や研究施設を最大限活用しながら、「エネルギー基本計画」等の国の方針や社会のニーズ等を踏まえ、機構でなければ実施することができないものに重点化を図る。東京電力福島第一原子力発電所 1~4 号機の廃止措置等に向けた研究開発及び福島再生・復興に向けた環境汚染への対処に係る研究開発を確実に実施するとともに、国の方針を踏まえつつ研究資源を集中的に投入するなど、研究開発基盤を強化する。

また、機構の総合力を最大限発揮し、研究開発の方向性の転換に柔軟に対応できるよう、各事業部門等の組織・人員・施設を柔軟かつ効果的・効率的に再編・活用する。

さらに、産学官連携、外国の研究機関等との国際協力を進めるとともに、 中長期的な研究開発及び関連する活動等を担う人材の育成等を行う。これら

ことができるよう、実施する具体的な研究開発内容について、「東京電力(株)福島第一原子力発電所1~4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議)の内容を更に具体化し、本法人でなければ実施することができないものに特化して明確化し、研究開発を進めることとする。

その上で、速やかに研究拠点施設を整備することとし、本 法人においては、個々の研究開発ごとに、いつまでにどのよ うな成果を得て、それをどのような方法で廃炉事業に提供・ 活用するか等を具体化し、着実に研究開発を進めることとす る。

② また、研究開発を合理的かつ効率的に実施する観点から、 諸外国における廃炉措置等に関する研究開発成果、廃炉措置等 の進ちょく状況、政府、原子力損害賠償・廃炉等支援機構及び 東京電力等の関係機関との役割分担等を踏まえ、研究開発の重 点化・中止等の見直しを行いつつ推進することとする。

### 中 長 期 目 標(第3期)

止措置等の進捗状況、政府や原子力損害賠償・廃炉等支援機構(以下「NDF」 という。)及び東京電力等の関係機関との役割分担等を踏まえ、研究開発の重 点化・中止等について随時見直していく。

#### (1) 廃止措置等に向けた研究開発

「東京電力株式会社福島第一原子力発電所1~4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(平成25年6月原子力災害対策本部・東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議決定)(以下「廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」という。)や、NDFが策定する戦略プラン等の方針をはじめ、中長期的な視点での現場ニーズも踏まえつつ、機構の人的資源、研究施設を最大限組織的かつ効率的に活用し、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に必要な研究開発に取り組む。

具体的には、「廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」の内容を更に具体化し、機構でなければ実施することができないものに特化して明確化し研究開発を実施するとともに、中長期的な視点での現場ニーズを踏まえた、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等の円滑な実施に貢献する基礎基盤的な研究開発を本格化する。また、NDF等における廃炉戦略の策定、研究開発の企画・推進等に対し、専門的知見や技術情報の提供等により支援する。さらに、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に係る研究開発を通じ

### 中 長 期 計 画(第3期)

を通じて得られる技術や知見については世界と共有し、各国の原子力施設に おける安全性の向上等に貢献していく。

これらの取組については、国の政策や社会のニーズを踏まえつつ、具体的な工程のもと、個々の研究開発ごとの成果内容、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等への提供・活用方法等を具体化し、関係機関と連携して進めるとともに、諸外国における廃止措置等に関する研究開発成果、廃止措置等の進捗状況、政府や原子力損害賠償・廃炉等支援機構(以下「NDF」という。)及び東京電力等の関係機関との役割分担等を踏まえ、研究開発の重点化・中止等について随時見直していく。

なお、実施に当たっては外部資金の獲得に努める。

#### (1) 廃止措置等に向けた研究開発

東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置及び廃棄物の処理処分に向け、 政府の定める「東京電力株福島第一原子力発電所 1~4 号機の廃止措置等に 向けた中長期ロードマップ」(以下「中長期ロードマップ」という。)に示さ れる研究開発を工程に沿って実施する。また、NDF が策定する戦略プラン等 の方針や、中長期的な視点での現場ニーズを踏まえつつ、人材の確保・育成 も視野に入れた、燃料デブリの取出し、放射性廃棄物の処理処分、事故進展 シナリオの解明及び遠隔操作技術等に係る基礎基盤的な研究開発を中長期 ロードマップの工程と整合性を取りつつ、着実に進める。

これら研究開発で得られた成果により廃止措置等の実用化技術を支えるとともに、廃止措置等の工程を進捗させうる代替技術等の提案に繋げることにより、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等の安全かつ確実な実施に貢献する。また、事故進展シナリオの解明等で得られた成果を国内外に積極的に発信することにより、原子力施設の安全性向上にも貢献する。さらに、専門的知見や技術情報の提供等により、NDF等における廃炉戦略の策定、研

見直し内容	中 長 期 目 標(第3期)	中 長期計画(第3期)
	て得られた知見をもとに、事象解明に向けた研究も強化し、今後の軽水炉の	究開発の企画・推進等を支援する。
	安全性向上に貢献する。	研究開発等の実施に当たっては、新たに設置する廃炉国際共同研
	これらの取組により、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等を実施	一 (仮称) を活用して、国内外の研究機関や大学、産業界をはじめ
	する現場のニーズに即した技術提供を行い、より安全性や効率性の高い廃止	係機関との連携を図り英知を結集させるとともに、機構の各部門等
	措置等の早期実現及び原子力の安全性向上に貢献する。	施設を効果的・効率的に活用し、中長期的な研究開発及び関連する
		に今後の原子力の安全を担う人材の育成を含め計画的に進める。
	(2) 環境回復に係る研究開発	(2) 環境回復に係る研究開発
	「福島復興再生基本方針」(平成24年7月13日閣議決定)等に基づき、	「福島復興再生基本方針」(平成24年7月13日閣議決定)に基
	環境回復に係る研究開発を実施する。	を的確に推進するための「環境創造センター中長期取組方針」(福
	具体的には、関係機関と連携しながら福島県環境創造センターを活動拠点	創造センター運営戦略会議)や同方針で策定される3~4年毎の段
	とし、環境モニタリング・マッピング技術開発や環境動態に係る包括的評価	針等に基づき、住民が安全で安心な生活を取り戻すために必要な環
	システムの構築並びに除去土壌の減容等に係る基盤技術の開発を進め、その	係る研究開発を確実に実施する。
	成果について、民間移転等も含めた技術提供を行う。	環境モニタリング・マッピング技術開発については、目標期間半に
	これらの取組により、住民の安全・安心のニーズに応えるべく、住民の帰	生活圏のモニタリング、個人線量評価技術の提供を行うとともに、
	還やそれに伴う各自治体の計画立案、地元の農林業等の再生等に資する技術	森林や河川、沿岸海域等の線量評価手法を確立する。また、環境動
	や情報等の提供などを行う。	ついては、セシウム挙動評価等を実施し、自治体や産業界等に対し
		間半ばまでに農業、林業等の再興に資する技術提供を行い、その後
		門家による評価も踏まえ調査の継続を判断する。これらを踏まえた
		価システムの構築を進め、科学的裏付けに基づいた情報を適時適切
		ることにより、合理的な安全対策の策定、農業・林業等の再生や、

戸国際共同研究センタ 業界をはじめとする関 構の各部門等の人員・ 及び関連する活動並び に進める。

義決定) に基づく取組 組方針」(福島県環境 ~4 年毎の段階的な方 めに必要な環境回復に

、目標期間半ばまでに、 うとともに、未除染の また、環境動態研究に 業界等に対し、目標期 行い、その後は外部専 らを踏まえた包括的評 報を適時適切に提供す 等の再生や、避難指示 解除及び帰還に関する各自治体の計画立案等に貢献する。

また、セシウムの物質移行機構の解明等を行うとともに、その成果を活か した合理的な減容方法、再利用方策の検討・提案を適時行うことによって、 除去土壌等の管理に係る負担低減に貢献する。

研究開発の実施に当たっては、福島県、国立研究開発法人国立環境研究所

見直し内容	中長期目標(第3期) 中長期計画(第3期)
	との三機関で緊密な連携・協力を行いながら、福島県環境創造センターを活動拠点として、計画策定段階から民間・自治体への技術移転等を想定して取り組むなど、成果の着実な現場への実装により、住民の帰還に貢献する。なお、本業務の取組は環境創造センター県民委員会の意見・助言を踏まえて適宜見直しを行う。
	(3) 研究開発基盤の構築 関係省庁、関係地方公共団体、研究機関、原子力事業者等と連携しつつ、 上記の研究開発を行う上で必要な研究開発拠点の整備等を実施する。 具体的には、「廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に示されている モックアップ試験施設や放射性物質分析・研究施設の設計・建設等を進め、 速やかに運用を開始する。また、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所 の廃止措置等研究開発の加速プラン」(平成 26 年 6 月 20 日文部科学省)を 着実に進めるため、国内外の英知を結集させ、廃炉国際共同研究センター(仮称)を構築し、両施設の活用も含めて、安全かつ確実に廃止措置等を実施するための研究開発と人材育成を行うとともに、国内外の大学、研究機関、産業界等の人材が交流するネットワークを形成し、産学官による研究開発と人材育成を一体的に進める基盤を構築する。 これらにより、より安全かつ確実な廃止措置等に向けた研究開発を加速させる。  (3) 研究開発基盤の構築 東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等のより安全かつ確実な実施 に向けた研究開発の設置に高いて、遠隔操作機器・装置の開発・実証試験、放射性物質の分析・研究に必要な研究開発拠点の整備に取り組む。遠隔操作機器の操縦技術の向上等を図る仮想空間訓練システムの開発・整備、ロボットの開発・改造に活用するロボットシミュレータの開発等を進める。一方、放射性物質の分析・研究施設は、認可手続きを経て建設工事を行い、平成 29 年度内の運用開始を念頭に整備し、廃止措置に伴って発生する放射性療養物の処理処分等のための放射性物質、燃料デブリ等に係る分析・研究に必要な機器について、技術開発を行いながら整備する。 「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃止措置等研究開発の加速
	プラン」(平成 26 年 6 月 20 日文部科学省)を着実に進めるため、国内外の 英知を結集し、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期 的な課題の研究開発を実施するとともに、国内外の研究機関や大学、産業界 等の人材が交流するネットワークを形成し、産学官による研究開発と人材育 成を一体的に進める廃炉国際共同研究センター(仮称)を平成 27 年度に立 ち上げ、東京電力福島第一原子力発電所の周辺に国際共同研究棟(仮称)を

見直し内容	中	長	期	目	標	(第3期)	中	長	期	計	画	(第3期)			
							早期に整	備する。ま	た、必要に	こ応じて既	存施設の整	整備等を実施する。			
	2. 原子力安全規	制行政等へ	への技術的な	支援及びそ	のための	安全研究	2. 原子力安全規	規制行政等	への技術的	支援及びそ	のための	安全研究			
	機構は、原子	力安全規	制行政及び	原子力防災	等への技	<b>技術的支援に係る業務を</b>	漬 機構は、	原子力安全	全規制行政	及び原子力	防災等へ	の技術的支援を求められ			
	うための組織を	区分し、	同組織の技	術的能力を	向上する	とともに、機構内に認	置している。こ	これらの技行	析的支援に	係る業務を	行うため	の組織を原子力施設の管			
	した外部有識者	からなる	規制支援の	審議会の意	見を尊重	直し、当該業務の実効性	理組織から	5区分する。	とともに、	研究資源の	継続的な	維持・増強に努め、同組			
	中立性及び透明	性を確保	しつつ、以	下の業務を	進める。		織の技術的	1能力を向	上する。ま	た、機構内	に設置し	た外部有識者からなる規			
							制支援の審	翻会にお	ハて、当該	業務の実効	性、中立	性及び透明性を確保する			
							ための方第	後の妥当性	やその実施	状況につい	て審議を	受け、同審議会の意見を			
							尊重して業	養務を実施す	する。						
	(1)原子力安全	全規制行政	への技術的	支援及びそ	このための	の安全研究	(1)原子力安	(1) 原子力安全規制行政への技術的支援及びそのための安全研究							
	原子力	安全規制行	でを技術的	に支援する	ることに	より、我が国の原子力の	<del>ज</del>								
	究、開発	及び利用の	安全の確保	に寄与する	5.		原子力	原子力安全規制行政への技術的支援のため、「原子力規制委員会における							
	このた	め、原子力	規制委員会	が策定する	「原子力	」規制委員会における安	全安全研究	について」	で示された	:研究分野	や時期等に	こ沿って、同委員会からの			
	研究につい	ハて」等を	踏まえ、原	子力規制委	員会から	の技術的課題の提示又	ま 技術的課	題の提示ス	ては要請等を	を受けて、「	原子力安全	全の確保に関する事項(国			
	要請等を	受けて、原	子力の安全	の確保に関	する事項	頁(国際約束に基づく保	章 際約束に	基づく保証	<b>詳置の実</b>	施のための	規制その	他の原子力の平和利用の			
	措置の実	施のための	D規制その他	也の原子力	の平和利	用の確保のための規制	確保のた	めの規制に	関する事項	質も含む。)	について	、東京電力福島第一原子			
	関する事	項を含む。)	について	安全研究を	行うとと	さし、同委員会の規制	<b>力発電所</b>	事故の教証	川や最新の	技術的知見	を踏まえ	た安全研究を行うととも			
	準類の整	構等を支援	する。				に、科学的	的合理的な	規制基準類	の整備及び	源子力施	一般の安全性に関する確認			
	また、同	委員会の	要請を受け	、原子力施	設等の事	故・故障の原因の究明	等に貢献	ける。							
	安全の確	呆に貢献す	<sup>-</sup> る。				実施に	当たっては	t外部資金0	の獲得に努	める。				
							また、「	同委員会の	要請を受け	け、原子力施	設等の事	故・故障の原因の究明等、			
							安全の確	除に貢献す	たる。						
							1) 安全	研究							

見直し内容	中	長	期	目	標	(第3期)	中	長	期	計	画	(第3期)	
								原子炉シ	ステムでの	熱水力挙動	訓について	、大型格納容器:瑪	鉄置
								(CIGMA) 等	を目標期間	半ばまで	こ整備する	るとともに、これらt	で大型
								非定常試験	装置(LSTF	)を用いた	_実験研究	こによって解析コート	ドを高
								度化し、軽	水炉のシビ	アアクシラ	デントを含	む事故の進展や安全	全対策
								の有効性等	を精度良く	評価できる	るようにす	- る。また、通常運転	<b>坛条件</b>
								から設計基	準事故を超	える条件ま	までの燃料	学動に関する知見を	を原子
								炉安全性研	究炉(NSRR	() 及び燃料	<b>非</b> t験施設	と(RFEF)を用いて取	仅得す
								るとともに.	、燃料挙動	解析コード	への反映	を進めその性能を向	止し、
								これらの条	件下におけ	る燃料の安	安全性を評	価可能にする。さら	うに、
								材料試験炉	(JMTR) を	用いて取得	骨するデー	-タ等に基づいて材料	料劣化
								予測評価手	法の高度化	を図るとと	さもに、通	常運転状態から設定	汁上の
								想定を超え	る事象まで	の確率論的	り手法等に	よる構造健全性評価	<b>西手法</b>
								を高度化し、	、経年化し	た軽水炉機	器の健全	性を評価可能にする	٥.
								核燃料サ	イクル施設	の安全評価	町に資する	らため、シビアアクシ	ンデン
								トの発生可	能性及び影	響評価並び	バニ安全対	策の有効性に関する	る実験
								データを取る	得するとと	もに解析=	コードの性	能を向上し、事象の	の進展
								を精度良く	評価できる	ようにする	る。燃料ラ	デブリを含む核燃料物	ク質の
								臨界安全管	理に資する	ため、様々	マな核燃料	物質の性状を想定し	した臨
								界特性デー	タを、目標	期間半ばま	きでに改造	きを完了する定常臨界	農験
								装置(STAC)	Y)を擁する	る燃料サイ	クル安全.	工学研究施設(NUCEI	F)を
								用いて実験	的・解析的	に取得し、	臨界とな	るシナリオ分析と影	影響評
								価の手法を	構築し、臨	界リスクを	評価可能	にする。	
								東京電力	福島第一原	子力発電列	所事故の 失	<b>児等に基づいて多</b> 様	兼な原
								子力施設の	ソースター	-ム評価手法	よ及び種々	の経路を考慮したな	心衆の
								被ばくを含む	む事故影響	評価手法を	を高度化す	っるとともに、両手法	去の連
								携強化を図	り、シビア	アクシデン	ノト時の合	は理的なリスク評価や	ゆ原子

見直し内容	中	長	期	目	標(第3期)	中 長 期 計 画(第3期)
						力防災における最適な防護戦略の立案を可能にする技術基盤を取得
						する。
						放射性廃棄物の安全管理に資するため、東京電力福島第一原子力
						発電所事故汚染物を含む廃棄物等の保管・貯蔵・処分及び原子力施
						設の廃止措置に係る安全評価手法を確立し、公衆や作業者への影響
						を定量化できるようにするとともに、安全機能が期待される材料の
						長期的な性能評価モデルを構築し、安全評価コードにおいて利用可
						能にする。
						また、原子力規制委員会の要請を受け、保障措置に必要な微量環
						境試料の分析技術に関する研究を実施する。
						さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原
						子力施設に脅威をもたらす可能性のある外部事象を俯瞰し、リスク
						評価を行うための技術的基盤を強化する。
						これらの研究により、原子力安全規制行政への技術的支援に必要
						な基盤を確保・維持し、得られた成果を積極的に発信するとともに
						技術的な提案を行うことによって、科学的合理的な規制基準類の整
						備及び原子力施設の安全性確認等に貢献するとともに、原子力の安
						全性向上及び原子力に対する信頼性の向上に寄与する。
						研究の実施に当たっては、国内外の研究機関等との協力研究や情
						報交換を行い、規制情報を含む広範な原子力の安全性に関する最新
						の技術的知見を反映させるとともに、外部専門家による評価を受け、
						同委員会の意見も踏まえて、研究内容を継続的に改善する。また、
						当該業務の中立性及び透明性を確保しつつ機構の各部門等の人員・
						施設を効果的・効率的に活用し、研究を通じて今後の原子力の安全
						を担う人材の育成に貢献する。

見直し内容 中長期目標(第3期)	中 長期計画(第3期)
	2)関係行政機関等への協力 規制基準類に関し、科学的データの提供等を行い、整備等に貢献する。また、原子力施設等の事故・故障の原因究明のための調査等に関して、規制行政機関等からの具体的な要請に応じ、人的・技術的支援を行う。さらに、規制活動や研究活動に資するよう、事故・故障に関する情報をはじめとする規制情報の収集・分析を行う。  (2)原子力防災等に対する技術的支援 「災害対策基本法」(昭和三十六年法律第二百二十三号)、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(平成十五年法律第七十九号)に基づく指定公共機関として、関係行政機関や地方公共団体の要請に応じて、原子力災害時等における人的・技術的支援を行う。 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を活かした人材育成プログラムや訓練、アンケート等による効果の検証を通し、機構内専門家のみならず、原子力規制委員会及び原子力施設立地道府県以外を含めた国内全域にわたる原子力防災関係要員の人材育成を支援する。また、原子力防災対応における指定公共機関としての活動について、原子力規制委員会、地方公共団体等との連携の在り方をより具体的に整理し、訓練等を通して原子力防災対応の実効性を高め、我が国の原子力防災体制の基盤強化を支援する。原子力防災対応の実効性を高め、我が国の原子力防災体制の基盤強化を支援する。原子力防災対応の実効性を高め、我が国の原子力防災体制の基盤強化を支援する。原子力防災対応の向上に資する。 アジア諸国の原子力防災法での技術的支援を通じて、原子力防災対応への参画、アジア諸国の原子力防災対応への技術的支援を通じて、原子力防災分野における国際貢献を果たす。

見直し内容	中 長 期 目 標(第3期)	中 長 期 計 画(第3期)								
	3. 原子力の安全性向上のための研究開発等及び核不拡散・核セキュリティに資す	3. 原子力の安全性向上のための研究開発等及び核不拡散・核セキュリティに資す								
	る活動	る活動								
	東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、原子力の利用においては、いか	東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、原子力の利用においては、し								
	なる事情よりも安全性を最優先する必要があることが再確認された。また、「エ	かなる事情よりも安全性を最優先する必要があることが再認識され、世界最								
	ネルギー基本計画」に示されているとおり、原子力利用に当たっては世界最高	高水準の安全性を不断に追求していくことが重要である。産業界や大学等と								
	水準の安全性を不断に追求していくことが必要であるとともに我が国は原子力	連携して、原子力の安全性向上に貢献する研究開発を行うとともに、非核兵								
	利用先進国として原子力安全や核不拡散及び核セキュリティ分野での貢献が期	器国として国際的な核不拡散・核セキュリティに資する活動を行い、課題や								
	待されているところである。これらを踏まえ、機構は、以下に示すとおり、原	ニーズに的確に対応した成果を創出し、原子力の平和利用を支える。								
	子力の安全性向上に貢献する研究開発を行うとともに、非核兵器国として国際									
	的な核不拡散・核セキュリティに資する活動を行い、原子力の平和利用を支え									
	<b>వ</b> .									
	(1) 原子力の安全性向上のための研究開発等	(1) 原子力の安全性向上のための研究開発等								
	(1) 原十月の女主性内工のためのが九州光寺	(1)原十月の女王性内工のパミダルが研究研究寺								
	「エネルギー基本計画」等を踏まえ、機構が保有する技術的ポテンシャル	(1) 原子力の安全性向上に資する燃材料や機器及び原子力施設のより安全								
	「エネルギー基本計画」等を踏まえ、機構が保有する技術的ポテンシャル	軽水炉等の安全性向上に資する燃材料や機器及び原子力施設のより安全								
	「エネルギー基本計画」等を踏まえ、機構が保有する技術的ポテンシャル 及び施設・設備を活用し、原子カシステムの安全性向上のための研究を実施	軽水炉等の安全性向上に資する燃材料や機器及び原子力施設のより安全な廃止措置技術の開発に必要となる基盤的な研究開発を進める。具体的に								
	「エネルギー基本計画」等を踏まえ、機構が保有する技術的ポテンシャル 及び施設・設備を活用し、原子カシステムの安全性向上のための研究を実施 し、関係行政機関、原子カ事業者等が行う安全性向上への支援や、自らが有	軽水炉等の安全性向上に資する燃材料や機器及び原子力施設のより安全 な廃止措置技術の開発に必要となる基盤的な研究開発を進める。具体的に は、事故耐性燃料用被覆管候補材料の酸化・溶融特性評価手法や、使用済燃								
	「エネルギー基本計画」等を踏まえ、機構が保有する技術的ポテンシャル 及び施設・設備を活用し、原子カシステムの安全性向上のための研究を実施 し、関係行政機関、原子カ事業者等が行う安全性向上への支援や、自らが有 する原子カシステムへの実装等を進める。これらの取組により得られた成果	軽水炉等の安全性向上に資する燃材料や機器及び原子力施設のより安全 な廃止措置技術の開発に必要となる基盤的な研究開発を進める。具体的に は、事故耐性燃料用被覆管候補材料の酸化・溶融特性評価手法や、使用済燃 料・構造材料等の核種組成・放射化量を始めとする特性評価手法等を開発す								
	「エネルギー基本計画」等を踏まえ、機構が保有する技術的ポテンシャル 及び施設・設備を活用し、原子カシステムの安全性向上のための研究を実施 し、関係行政機関、原子力事業者等が行う安全性向上への支援や、自らが有 する原子カシステムへの実装等を進める。これらの取組により得られた成果 を用いて、機構及びその他の原子力事業者がより安全な原子カシステムを構	軽水炉等の安全性向上に資する燃材料や機器及び原子力施設のより安全な廃止措置技術の開発に必要となる基盤的な研究開発を進める。具体的には、事故耐性燃料用被覆管候補材料の酸化・溶融特性評価手法や、使用済燃料・構造材料等の核種組成・放射化量を始めとする特性評価手法等を開発する。さらに、開発した技術の適用性検証を進め、原子力事業者の軽水炉等及								
	「エネルギー基本計画」等を踏まえ、機構が保有する技術的ポテンシャル 及び施設・設備を活用し、原子カシステムの安全性向上のための研究を実施 し、関係行政機関、原子力事業者等が行う安全性向上への支援や、自らが有 する原子カシステムへの実装等を進める。これらの取組により得られた成果 を用いて、機構及びその他の原子力事業者がより安全な原子カシステムを構	軽水炉等の安全性向上に資する燃材料や機器及び原子力施設のより安全な廃止措置技術の開発に必要となる基盤的な研究開発を進める。具体的には、事故耐性燃料用被覆管候補材料の酸化・溶融特性評価手法や、使用済燃料・構造材料等の核種組成・放射化量を始めとする特性評価手法等を開発する。さらに、開発した技術の適用性検証を進め、原子力事業者の軽水炉等及び自らが開発する原子カシステムの安全性向上に資する。								
	「エネルギー基本計画」等を踏まえ、機構が保有する技術的ポテンシャル 及び施設・設備を活用し、原子カシステムの安全性向上のための研究を実施 し、関係行政機関、原子力事業者等が行う安全性向上への支援や、自らが有 する原子カシステムへの実装等を進める。これらの取組により得られた成果 を用いて、機構及びその他の原子力事業者がより安全な原子カシステムを構	軽水炉等の安全性向上に資する燃材料や機器及び原子力施設のより安全な廃止措置技術の開発に必要となる基盤的な研究開発を進める。具体的には、事故耐性燃料用被覆管候補材料の酸化・溶融特性評価手法や、使用済燃料・構造材料等の核種組成・放射化量を始めとする特性評価手法等を開発する。さらに、開発した技術の適用性検証を進め、原子力事業者の軽水炉等及び自らが開発する原子カシステムの安全性向上に資する。また、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた研究開発にお								
	「エネルギー基本計画」等を踏まえ、機構が保有する技術的ポテンシャル 及び施設・設備を活用し、原子カシステムの安全性向上のための研究を実施 し、関係行政機関、原子力事業者等が行う安全性向上への支援や、自らが有 する原子カシステムへの実装等を進める。これらの取組により得られた成果 を用いて、機構及びその他の原子力事業者がより安全な原子カシステムを構	軽水炉等の安全性向上に資する燃材料や機器及び原子力施設のより安全な廃止措置技術の開発に必要となる基盤的な研究開発を進める。具体的には、事故耐性燃料用被覆管候補材料の酸化・溶融特性評価手法や、使用済燃料・構造材料等の核種組成・放射化量を始めとする特性評価手法等を開発する。さらに、開発した技術の適用性検証を進め、原子力事業者の軽水炉等及び自らが開発する原子力システムの安全性向上に資する。また、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた研究開発における事故進展シナリオの解明等を進めるとともに、得られた成果を国内外に								
	「エネルギー基本計画」等を踏まえ、機構が保有する技術的ポテンシャル 及び施設・設備を活用し、原子カシステムの安全性向上のための研究を実施 し、関係行政機関、原子力事業者等が行う安全性向上への支援や、自らが有 する原子カシステムへの実装等を進める。これらの取組により得られた成果 を用いて、機構及びその他の原子力事業者がより安全な原子カシステムを構	軽水炉等の安全性向上に資する燃材料や機器及び原子力施設のより安全な廃止措置技術の開発に必要となる基盤的な研究開発を進める。具体的には、事故耐性燃料用被覆管候補材料の酸化・溶融特性評価手法や、使用済燃料・構造材料等の核種組成・放射化量を始めとする特性評価手法等を開発する。さらに、開発した技術の適用性検証を進め、原子力事業者の軽水炉等及び自らが開発する原子カシステムの安全性向上に資する。また、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた研究開発における事故進展シナリオの解明等を進めるとともに、得られた成果を国内外に積極的に発信することにより、原子力施設の安全性向上にも貢献する。								
	「エネルギー基本計画」等を踏まえ、機構が保有する技術的ポテンシャル 及び施設・設備を活用し、原子カシステムの安全性向上のための研究を実施 し、関係行政機関、原子力事業者等が行う安全性向上への支援や、自らが有 する原子カシステムへの実装等を進める。これらの取組により得られた成果 を用いて、機構及びその他の原子力事業者がより安全な原子カシステムを構	軽水炉等の安全性向上に資する燃材料や機器及び原子力施設のより安全な廃止措置技術の開発に必要となる基盤的な研究開発を進める。具体的には、事故耐性燃料用被覆管候補材料の酸化・溶融特性評価手法や、使用済燃料・構造材料等の核種組成・放射化量を始めとする特性評価手法等を開発する。さらに、開発した技術の適用性検証を進め、原子力事業者の軽水炉等及び自らが開発する原子カシステムの安全性向上に資する。また、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた研究開発における事故進展シナリオの解明等を進めるとともに、得られた成果を国内外に積極的に発信することにより、原子力施設の安全性向上にも貢献する。研究開発の実施に当たっては外部資金の獲得に努め、課題毎に達成目標・								

見直し内容	中 長 期 目 標(第3期)	中 長 期 計 画(第3期)								
	(2) 核不拡散・核セキュリティに資する活動	(2) 核不拡散・核セキュリティに資する活動								
	「エネルギー基本計画」、核セキュリティ・サミット、国際機関からの要	国際原子力機関(IAEA)等の国際機関や各国の核不拡散・核セキュリティ								
	請及び国内外の情勢等を踏まえ、必要に応じて国際原子力機関(IAEA)、米	分野で活用される技術の開発や我が国の核物質の管理と利用に係る透明性								
	国や欧州等との連携を図りつつ、原子力の平和利用の推進と核不拡散・核セ	確保に資する活動を行う。また、アジアを中心とした諸国に対して、核不拡								
	キュリティ強化に取り組む。	散・核セキュリティ分野での能力構築に貢献する人材育成支援事業を継続								
	具体的には、核不拡散・核セキュリティに関し、その強化に必要な基盤技	し、国際的なCOE(中核的研究拠点)となることで、国内外の原子力平和利								
	術開発、国際動向に対応した政策的研究、アジアを中心とした諸国への能力	用と核不拡散・核セキュリティの強化に取り組む。なお、これらの具体的活								
	構築支援、包括的核実験禁止条約(CTBT)に係る検証技術開発や国内のCTBT	動に際しては国内外の情勢を踏まえ、柔軟に対応していく。								
	監視施設等の運用、核不拡散・核セキュリティに関する積極的な情報発信と									
	国際的議論への参画等を行う。なお、国内外の情勢を踏まえ、柔軟に対応し	1)技術開発								
	ていく。	将来の核燃料サイクル施設等に対する保障措置や核拡散抵抗性向								
		上に資する基盤技術開発を行う。また、国際及び国内の動向を踏ま								
		えつつ核物質の測定・検知、核鑑識等核セキュリティ強化に必要な								
		技術開発を行う。これらの技術開発を行うに当たっては、国内外の								
		課題やニーズを踏まえたテーマ目標等を設定し、IAEA、米国や欧州								
		等と協力して推進する。								
		2)政策研究								
		   核不拡散・核セキュリティに係る国際動向を踏まえつつ、技術的								
		知見に基づく政策的研究を行い、関係行政機関の政策立案等の検討								
		に資する。また、核不拡散・核セキュリティに関連した情報を収集								
		し、データベース化を進めるとともに、関係行政機関に対しそれら								
		の情報共有を図る。								
		3)能力構築支援								
		アジアを中心とした諸国への核不拡散・核セキュリティ分野の能								

見直し内容	中	長	期	目	標(	第3期)		中	長	期	計	画	第3期)
								j.	対構築を支援	するため、	核不拡散	・核セキ	ュリティ確保の重要性
								렫	縁するとと	もに、トレ	ノーニング	カリキュ	ラムを開発し、トレー
								۷	/グ施設の充	実を図りて	つつ、セミ	ナー、ワ	ークショップを実施し
								J	、材育成に取	り組む。			
								4) 包括	的核実験禁止	止条約(CT	TBT)に係る	5国際検討	I体制への貢献
									原子力の平	和利用と	核不拡散を	推進する	国の基本的な政策に基
								ŧ	き、CTBT に関	して、条約	約遵守検証	のための	国際・国内体制のうち
								身	性核種に係	る検証技術	<b>桁開発を行</b>	うととも	こ、条約議定書に定め
								*	た国内のCT	BT監視施語	設及び核実	験監視の	ための国内データセン
								_	-の運用を実	施し、国際	際的な核不	拡散に貢献	献する。
								5) 理解	増進・国際	貢献のため	の取組		
									機構ホーム	ゝページ等	を利用して	て積極的な	は情報発信を行うとと
								15	二、国際フォ	一ラム等を	生年 1 回開	催して原	子力平和利用を進める.
								7	で不可欠な核	不拡散・核	をセキュリラ	ティにつし	っての理解促進に努める
									核不拡散・	核セキュリ	ノティに係ん	る国際的語	義論の場への参画や IAI
								ع	の研究協力	を通じて、	国際的な	核不拡散	・核セキュリティ体制
								強	飲に取り組	む。			
	4. 原子力の基礎	基盤研究と	人材育成					4. 原子力の基礎	基盤研究と	人材育成			
	原子力の研究	、開発及び	利用の推進	単に当たっ	ては、これ	れらを分野横圏	的に支え	原子力の	研究、開発	及び利用の	の推進に当	たっては	、これらを分野横断的
	る原子力基礎基	盤研究の推	進や原子力	力分野の人	材育成が	必要である。機	構は、我	支える原子	力基礎基盤	研究の推進	進や原子力	分野の人	材育成が必要である。
	が国における原	子力に関す	る唯一の終	給合的研究	開発機関。	として、原子力	の基盤施	のため、我	が国の原子	力研究開発	発利用に係	る共通的	科学技術基盤の形成を
	設を利用者の二	ーズも踏ま	えて計画的	かつ適切	に維持・領	管理するととも	に、基盤	的に、科学	性術の競争	力向上と新	新たな原子:	力利用技	析の創出及び産業利用
	技術の維持・向	上を進め、	これらを用	肌た基礎	基盤研究の	の推進と人材育	耐の実施	貢献する基	礎基盤研究	を実施する	る。得られ	た成果に	ついては積極的に学術

見直し内容	中 長 期 目 標(第3期)	中 長 期 計 画(第3期)							
	ことにより、新たな原子力利用技術の創出や産業利用に向けた成果活用に取り組	文公刊やプレス発表等により公開を行い、我が国全体の科学技術・学術の発							
	<b>ರ</b> ು.	展に結び付けるとともに、技術移転を通して産業振興に寄与する。また、我							
	また、これらの研究開発等を円滑に進めるため、新規制基準への適合性確認が	が国の原子力基盤の維持・向上に資するための人材育成の取組を強化する。							
	必要な施設については、これに適切に対応する。	これらの研究開発等を円滑に進めるため、基盤施設を利用者のニーズも踏							
		まえて計画的かつ適切に維持・管理するとともに、新規制基準への適合性確							
		認が必要な施設については、これに適切に対応する。							
	(1) 原子力を支える基礎基盤研究及び先端原子力科学研究の推進	(1) 原子力を支える基礎基盤研究及び先端原子力科学研究の推進							
	「改革の基本的方向」を踏まえ、国際的な技術動向、社会ニーズ等を勘案	我が国の原子力利用を支える科学的知見や技術を創出する原子力基礎基							
	しつつ重点化し、原子力の基礎基盤研究を推進する。特に、先端基礎科学研	盤研究、並びに原子力科学の発展に繋がる可能性を秘めた挑戦的かつ独創的							
	究については、原子力科学の発展に直結するテーマに厳選する。	な先端原子力科学研究を実施する。							
	具体的には、核工学・炉工学、燃料・材料工学、原子力化学、環境・放射								
	線科学及び計算科学技術について、産学官の要請等を踏まえ、今後の原子力	1)原子力基礎基盤研究							
	利用において重要なテーマについて研究開発を行う。また、核物理・核化学	原子力利用を支え、様々な社会的ニーズへの科学的貢献と新たな							
	を中心としたアクチノイド先端基礎科学及び原子力先端材料科学研究分野	原子力利用を創出するために、原子力科学技術基盤の根幹をなす核							
	において、原子力分野における黎明的な研究テーマに厳選し、既存の知識の	工学・炉工学、燃料・材料工学、原子力化学、環境・放射線科学及							
	枠を超えた新たな知見を獲得するため、世界最先端の先導的基礎研究を実施	び計算科学技術分野を体系的かつ継続的に強化する。優れた科学技							
	する。	術・学術的成果の創出はもとより、機構の中核的なプロジェクトの							
	これらの取組により、研究開発の現場や産業界等における原子力利用を支	加速や社会的ニーズに対応した課題解決に貢献するテーマ設定を行							
	える基盤的技術の向上や共通的知財・技術を蓄積させるとともに、新たな原	う。							
	子力利用を切り開く技術や原子力科学の発展に先鞭をつける学術的・技術的	具体的には、核データ、燃料・材料の劣化挙動、放射性核種の環							
	に極めて強いインパクトを持った世界最先端の原子力科学研究成果を創出	境中挙動等の知見を蓄積し、長寿命核種の定量分析や核燃料物質の							
	する。	非破壊測定等の測定・分析技術を開発する。また、核特性、熱流動、							
		環境動態、放射線輸送、耐震評価、シビアアクシデント時の炉内複							
		雑現象等のモデル開発のための基礎データの拡充並びに信頼性及び							
		妥当性検証のための測定手法や分析手法の開発を進め、データベー							

見直し内容	中	長	期	目	標	(第3期)	中 長 期 計 画(第3期)
							ス及びコンピュータシミュレーション技術の開発を進める。この研
							究を進めることにより東京電力福島第一原子力発電所事故の中長期
							的課題への対応、分離変換技術等の放射性廃棄物処理処分、軽水炉
							を含む原子炉技術高度化、環境影響評価及び放射線防護の各分野に
							貢献する。
							研究開発の実施に当たっては、研究の進捗や方向性について、外
							部専門家による中間評価を受けて適切に反映させる。また、基盤技
							術の拡充のため、先端原子力科学研究や中性子等の量子ビームを用
							いた高度分析技術との融合、機構の中核的なプロジェクトとの連携
							の強化に取り組む。さらに、産学官の要請を十分踏まえ、課題毎に
							達成目標・時期を明確にする。課題やニーズに的確に対応した研究
							開発成果を産業界や大学と連携して生み出すことにより、我が国の
							原子力を支える基礎基盤となる中核的研究を進める。
							2)先端原子力科学研究
							原子力科学の発展に先鞭をつける学術的・技術的に極めて強いイ
							ンパクトを持った世界最先端の原子力科学研究を推進し、新原理・
							新現象の発見、新物質の創成、革新的技術の創出などを目指すとと
							もに、この分野における国際的 COE としての役割を果たす。
							具体的には、新しい概念の創出を目指した原子核科学や重元素科
							学に関連したアクチノイド先端基礎科学を強化・推進し、分離変換
							等の研究開発に資する。また、新しいエネルギー材料物性機能の探
							索とそのための新物質開発を行う原子力先端材料科学を強化・推進
							し、燃料物性や耐放射線機器等の研究開発に資する。
							研究の実施に当たっては、先端原子力科学研究を世界レベルで維
							持・強化するとともに将来の原子力利用に革新的展開をもたらす可

見直し内容	中	長	期	目	標	(第3期)		中	長	期	計	画(第3期)	
								Í	能性を持った	た研究成果	を生み出す	ため、機構内はもとより国内	外か
									ら先端的研究	究テーマの	発掘を行し	、連携による研究開発の取組	1を強
								1	化する。さ	らに、国際	的 00E とし	ての役割を果たすため、研究	セン
									ター長のリー	ーダーシッ	プによる迂	速かつ柔軟な運営の下、新た	<u>-</u> な研
								3	究開発動向に	に応じて機	動的な研究	テーマの設定、グループの改	廃、
								[	国際的に著	名なグルー	プリーダー	の招聘等に取り組む。なお、	国内
								,	外の外部専門	門家による	中間評価等	を適切に反映させるとともに	_、積
								1	極的な外部	資金の獲得	に努める。		
2 HTTR(高温ガス炉)における研究開発	(2) 高温ガス:	炉とこれに	よる熱利用	用技術の研	究開発			(2) 高温ガス	ス炉とこれに	こよる熱利	用技術の研	究開発	
「テカルギーサナシティーナン・マノナーウム性の言葉ルノー明ナ		++	-1 <del> ////</del> -	-サズナ =	ション・コル	-+-/	7 = 1	r	L., J., ++-J	L=1	7.L- 30E	ラールま生いたよういのせんな光がら	

「エネルギー基本計画」においては、安全性の高度化に関する原子力技術の研究開発の推進の例として高温ガス炉が掲げられており、今後、将来の実用化像やそれに向けた具体的な研究課題等について検討することとしている。

他方、本法人のHTTR (高温ガス炉) については、東日本 大震災以降稼動しておらず、現状、新規制基準への適合確認の 後、平成27 年度中の再稼働に向けて維持管理を行っている状 況であるが、その間も多額の維持管理経費等を費やしている (平成25年度予算で約5.5 億円、26 年度予算で約5.6 億円)。

本法人は、今後、HTTR (高温ガス炉) に加え、高速増殖 原型炉「もんじゅ」における研究開発も実施していくことを想 定していることから、限りある本法人の経営資源の中で、HT TR (高温ガス炉) に関する研究開発にどの程度重点を置いて いくかということも重要である。

このため、HTTR(高温ガス炉)に関する研究開発については、以下の措置を講ずることとする。

「エネルギー基本計画」等に基づき、高温ガス炉技術及びこれによる熱利 用技術の研究開発を行うことにより、原子力利用の更なる多様化・高度化の 可能性を追求する。

具体的には、発電、水素製造など多様な産業利用が見込まれ、固有の安全性を有する高温ガス炉の実用化に資するため、高温工学試験研究炉(HTTR)について、安全の確保を最優先とした上で再稼働するまでの間における維持管理経費の削減に努めるとともに、新規制基準への適合性確認を受けた後は速やかに再稼働を果たす。また、「高温ガス炉技術開発に係る今後の研究開発の進め方について」(平成26年9月文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会高温ガス炉技術研究開発作業部会)や将来的な実用化の具体像に係る検討等、国の方針を踏まえ、高温ガス炉の安全性の確証や固有の技術の確立、水素製造を含めた熱利用系の接続に関する技術の確立に資する研究開発を優先的に実施する。

これらの取組に加え、将来的な実用化に向けた課題や得るべき成果、成果 の活用方法等を明確化し、研究開発を進める。特に水素製造技術については、 本中長期目標期間内に、工学規模での水素製造の信頼性等工学的な研究開発 「エネルギー基本計画」を受けて、発電、水素製造など多様な産業利用が 見込まれ、高い安全性を有する高温ガス炉の実用化に資する研究開発を通じ て、原子力利用の更なる多様化・高度化に貢献するため、目標や開発期間を 明らかにし、国の方針を踏まえ以下に示す高温ガス炉の安全性の確証や固有 の技術の確立、熱利用系の接続に関する技術の確立を優先的に実施する。

高温工学試験研究炉(HTTR)について、安全の確保を最優先とした上で再稼働するまでの間における維持管理費の削減に努め、新規制基準への適合性確認を受けて速やかに再稼働を果たす。

高温ガス炉の安全性の確証や固有の技術の確立については、炉心冷却喪失 試験、熱負荷変動試験等の異常時を模擬した試験を実施し、高温ガス炉の固 有の安全性を検証する。また、HTTR を用いて運転データを取得し、国際協 力のもと、実用高温ガス炉システムの安全基準の整備を進めるとともに、将 来の実用化に向けた高燃焼度化・高出力密度化のための燃料要素開発を進める

熱利用系の接続に関する技術の確立については、HTTR と熱利用施設を接続して総合性能を検証するためのHTTR-熱利用試験施設のシステム設計、安

見直し内容	中 長 期 目 標(第3期)	中 長 期 計 画(第3期)
① 文部科学省は、高温ガス炉の実用化像やそれに向けた具体	を完了させるとともに、経済性の観点も踏まえつつ将来の実用化や技術の民	全評価等を進める。なお、当該施設の建設段階に進むに当たり、平成28年
的な研究課題等の検討について、次期中長期目標期間中の早	間移転等に向けた研究目標と成果を明確化し、これらの研究成果を取りまと	度を目安に、研究開発の進捗状況について、外部委員会の評価を受け、その
期に結論を得ることとする。それを踏まえ、HTTR(高温	め、民間等へ移転する道筋をつける。	建設に向けての判断を得る。
ガス炉)に関する研究開発について、本法人の研究開発業務		これらの取組に加えて、水の熱分解による革新的水素製造技術(熱化学法
の中でどの程度重点を置いて研究開発を実施していくかと		IS プロセス)については、耐食性を有する工業材料製の連続水素製造試験
いうことを明確化することとする。		装置による運転が御技術及び信頼性等を目標期間半ばを目途に確証し、セラ
また、安全の確保を最優先としつつ、再稼動するまでの		ミックス製機器の高圧運転に必要なセラミックス構造体の強度評価法を作
間における維持管理経費の削減方策を策定し、それに沿っ		成することにより、工学的な研究開発を完了する。これに加えて、経済性の
た取組を行うこととする。		観点も踏まえつつ将来の実用化や技術の民間移転等に向けた研究目標を早
② 本法人は、実用化に向けた研究課題に即して、実際に実		期に明確化し、これらの成果をとりまとめて、水素社会の実現に貢献する。
施する具体的な研究開発内容を明確化し、それらの個々の		また、ガスタービン高効率発電システムにおける核分裂生成物の沈着低減
研究開発ごとに、いつまでにどのような成果を得て、それ		技術等の要素技術開発を完了する。
をどのような方法で活用するか等を具体化し、着実に研究		さらに、HTTR を人材育成の場として活用し、国内外の研究者等に高温ガ
開発を進めることとする。		ス炉の安全性に関する知識を習得させ、高温ガス炉に関する優秀な人材を育
		成し、技術の継承を図る。
6 ISプロセス (連続水素製造試験装置) による研究開発		実施に当たっては、国の方針等に基づき、産学官と協議して、具体的な実
「エネルギー基本計画」において、水素エネルギーについて		用化像、高温ガス炉及び熱利用技術の将来的な実用化に向けた課題や得られ
は将来の二次エネルギーの中心的役割を担うことが期待され		る成果、実用化の可能性、研究開発の方向性、産業界との協力、産業界への
るとして、多様な技術開発や低コスト化を推進することとされ		技術移転の項目及び時期等を明確にしつつ研究開発を進める。
ている。		
本法人では、平成26年3月、ISプロセス(連続水素製造		
試験装置)を完成させ、連続水素製造性能の検証等を実施して		
いるが、一方で、原子力に関する唯一の総合的研究開発機関と		
して着実に成果を得て原子力政策に貢献していくため、実施す		
べき業務の重点化を図ることが重要課題となっている。		
そのような状況において、ISプロセス(連続水素製造試		

見直し内容	中長期目	票(第3期)	中	長	期	計	画	(第3期)
験装置)による研究開発は、すでに要素技術が完成し、工学規								
模の実証段階に達しているものであるが、原子力に関する研究								
開発との関係性について指摘があることも踏まえ、次期中長期								
目標においていつまでにどのような研究成果を得るのかを明								
確化した上で、早期に研究成果を取りまとめ、民間等へ移転す								
ることとする。								
7 量子ビーム研究	(3) 量子ビーム応用研究		(3) 量子ビーム	心応用研究				
本法人は、原子力に関する唯一の総合的研究開発機関として	「第4期科学技術基本計画」 等に基づき、科	学技術イノベーションの創出	「第4	期科学技術基	基本計画」	や「科学	支術イノ・	ベーション総合戦略 2014
着実に成果を得て原子力政策に貢献していくため、実施すべき	を促し、科学技術・学術や、産業の振興等に	貢献する。	~未来創	告に向けたイ	(ノベーシ	ノョンの懸け	/橋~」(	平成26年6月閣議決定)
業務の重点化を図ることが重要課題となっており、量子ビーム	具体的には、J-PARC や JRR-3 等を活用し、	中性子施設・装置等の高度化	において	ま、先端計測	及び解析	技術等の発	展につな	ょがり、分野横断技術を下
研究については、基本的方向においても「個々の施設ごとの状	に関わる技術開発を進めるとともに、中性子	等を利用した原子力科学、物	支えする	光·量子科学	技術を活用	用すること	が科学技	術に関する研究開発を推
況を検証し、国内の他の研究機関への移管も含め業務の見直し	質・材料科学、生命科学等に関わる先端的研究	Rを行う。また、これらの分野	進すると	している。				
を図る。」とされている。	における成果の創出を促進するため、荷電粒子	・、光量子等の量子ビームの発	これを	受け、量子ビ	ームの発	生・制御及	びこれら	を用いた高精度な加工や
現状、平成28年4月に、量子ビーム研究の一部を含む量子	生・制御・利用に係る最先端技術を開発すると	ともに量子ビームの優れた機	観察等に	系る最先端技	技術開発を	推進すると	ともに、	量子ビームの優れた機能

科学関連研究の業務について、研究上の親和性・発展性の観点 から独立行政法人放射線医学総合研究所へ移管する方向で準 備を進めている。 能を総合的に活用した先導的研究を行う。 これらにより、幅広い科学技術・学術分野において革新的成果・シーズを 創出し、産学官の連携等により社会への広範な普及を進める。

このため、量子ビーム研究の一部については、次期中長期

目標期間中の早期に、移管までの具体的な工程(成果時期と の移管時期との関係も含む)等を明確化し、着実に移管を進

めることとする。

これを受け、量子ビームの発生・制御及びこれらを用いた高精度な加工や 観察等に係る最先端技術開発を推進するとともに、量子ビームの優れた機能 を総合的に活用して、原子力科学、物質・材料科学、生命科学等の幅広い分 野において世界を先導する研究開発を推し進め、革新的成果・シーズを創出 し、産学官の連携等により、科学技術イノベーション創出を促進し、我が国 の科学技術・学術及び産業の振興等に貢献する。

1) 中性子施設・装置の高度化と中性子利用研究等

高エネルギー加速器研究機構(KEK)と共同で運営するJ-PARCに係る先進技術開発や、中性子実験装置群の性能を世界トップレベルに保つための研究開発を継続して行うことにより、世界最先端の研究開発環境を広く社会に提供する。また、それらの中性子実験装置群を有効に活用した物質科学などに関わる先端的研究を実施する。さ

見直し内容	中	Ð	ξ	期	目	標(第3期)	中 長 期 計 画(第3期)
							らに、将来にわたり世界における最先端研究を維持するために
							速器の更なる大強度化や安定化に向けた研究開発を進める。
							JRR-3 等の定常中性子源の特徴を活かした中性子利用技術を
							させ、構造と機能の相関解明に基づく先端材料開発や大型構造
							どの強度信頼性評価に応用する。また、中性子や放射光を利用
							原子力科学研究として、マイナーアクチニド(以下「MA」とい
							分離等のための新規抽出剤の開発や土壌等への放射性物質の吸
							反応メカニズムの解明などを行い、廃炉・廃棄物処理や安全性
							に貢献する。
							2) 最先端量子ビーム技術開発と量子ビーム科学研究
							科学技術イノベーション創出に資する最先端量子ビーム技術
							発してユーザーの多様な要求に応えるため、イオン照射研究
							(TIARA)において高強度 MeV 級クラスターイオンビームの生成・
							等に係る加速器・ビーム技術の開発を行う。また、光量子科学
							施設においてレーザー駆動によるイオン加速、多価重イオン引
							電子加速等の技術を開発し、施設利用を通じて量子ビームの更
							利用拡大・普及を進める。
							放射線の生物作用機構解明のために細胞集団の放射線ストレ
							答等の解析を実施するとともに、がん治療に役立つアルファ縞
							核種の製造・導入技術や大型生体高分子の立体構造等の解析技
							開発する。また、特定の変異を高頻度に誘発する因子を解明す
							めの手法開発、植物RI イメージングによる解析・評価手法の体
							を行う。これらの研究開発により、健康長寿社会の実現、生物
							域資源の創出、我が国の農林水産業の強化を支援する。
							荷電粒子・RI等を利用した先端機能材料創製技術や革新的電

見直し内容	中	長	期	目	標(第3	3期)	中	長	期	計	画(	第3期)
								バイスを実	見するスピ	ン情報制御	<ul><li>計測技術</li></ul>	<b>う等を創出する。また、</b>
								産業利用に「	句けて、レー	<del>ーザー</del> 及び	レーザー駅	<b>墜動の量子ビームによる</b>
								物質検知・拮	<b>辰動計測、</b>	微量核種分	折、同位体	<b>、                                    </b>
								術の高度化る	を行う。さ	らに、放射	光と計算科	学を活用して、水 <del>素</del>
								蔵材料をはし	じめとする <del>3</del>	環境・エネル	ルギー材料	半等の構造や品質、機能
								発現機構等(	の解析・評価	西手法を開発	<b>逢する。こ</b>	れらの研究開発により
								省エネルギー	-・省資源	型材料の基础	<b>楚科学的</b> 理	<b>聖解を与え、クリーン</b> で
								経済的なエス	ネルギーシ	ステムの構築	築、持続可	T能な循環型社会の実現
								等を支援する	5.			
							これ	ら 1)、2)の	実施に当た	っては、科	学的意義な	や出口を意識した社会的
							(===:	ズの高い研究	開発に取り	り組み、機構	内の研究	センター・研究拠点間の
							協働を	促進し、国内	外の大学、	研究機関、	並びに産業	<b>業界等との連携を積極的</b>
							に図る。	。こうした連	携協力を軸	起して、科	学技術イン	/ ベーション創出を目指
							す国の	公募事業への	)参画も目指	<b>旨す</b> 。		
							各研究	究開発課題に	こついては、	課題ごとに	達成目標、	、時期を明確にし、目標
							期間半	ぱに外部専門	家による中	中間評価を受	さけ、その糸	吉果を研究業務運営に反
							映させ	る。また、ア	ウトリーチ	活動や理科	教育支援等	<b>等を通じて量子ビーム</b> 科
							学や放	射線利用に対	する理解の	足進を図り、	将来におい	ける当該分野の人材確例
							にも貢	献する。				
	(4) 特定先端力	<b>大型研究施</b>	設(J-PARC	)の共用の	D促進		(4) 特定先如	<b>洲大型研究施</b>	設(J-PARC	こ) の共用の	促進	
	「特定的	先端大型研	究施設の共	用の促進に	こ関する法律」 (	(平成六年法律第七	J-PAF	₹C 中性子線	施設に関し	て、世界最	強のパルス	スビームを、年間を通じ
	十八号)第	五条第二項	(に規定する	る業務(登	绿施設利用促進	<b>E機関が行う利用促</b>	て 90%以	以上の高い稼	働率で供給	運転するこ	とに挑戦	する。具体的には、目標
	進業務を関	徐く。)に基	きづき、施調	没の円滑な	運転及び性能の	)維持・向上に向け	期間半	ばまでにビー	-ム出力 1MM	V 相当で安定	こな利用運	転を実現する。さらに
	た取組を込	進め、共用	を促進する	。なお、現	在行っている利	川用料金の軽減措置	「特定	先端大型研究	で施設の共用	用の促進に関	する法律	」(平成六年法律第七十

見直し内容	中 長 期 目 標(第3期)	中 長 期 計 画(第3期)
	について、速やかに必要な見直しを行う。	八号)第五条第二項に規定する業務(登録施設利用促進機関が行う利用促進
	これにより、研究等の基盤を強化しつつ、優れた研究等の基盤の活用によ	業務を除く。)を、国や関係する地方自治体、登録施設利用促進機関及びKEK
	り我が国における科学技術・学術の振興や産業の振興に貢献するとともに、	との綿密な連携を図り実施する。規定された業務の実施に当たり、利用を促
	研究等に係る機関及び研究者等の相互の交流による多様な知識の融合等を	進し成果を創出するため、利用者への申請・登録・成果管理システム及び成
	促進する。	果・情報発信を充実させる。また、安全管理マネジメントの強化を継続して、
		より安全かつ安定な施設の運転を実現する。さらに、研究会等を開催し、研
		究機関及び研究者等の相互交流を行い、基礎基盤研究分野との連携や国際協
		力によって最新の知見を共有することにより、多様な知識の融合等を促進す
		<b>శ</b> .
		これらの取組により、中性子科学研究の世界的拠点として中性子線をプロ
		ーブとした世界最高レベルの研究開発環境を広く社会に提供し、我が国の科
		学技術・学術の発展、産業の振興等を支える。
		また、現在行っている利用料金の軽減措置について、速やかに必要な見直
		しを行う。
	(5) 原子力人材の育成と供用施設の利用促進	(5) 原子力人材の育成と供用施設の利用促進
	「エネルギー基本計画」等を踏まえ、幅広い分野の人材を対象とし、原子	機構が有する原子力の基礎基盤を最大限に活かし、我が国の原子力分野に
	カ分野における課題解決能力の高い研究者・技術者の研究開発現場での育	おける課題解決能力の高い研究者・技術者の研究開発現場での育成、国内産
	成、産業界、大学、官庁等のニーズに対応した人材の研修による育成、国内	業界、大学、官庁等のニーズに対応した人材の研修による育成、国内外で活
	外で活躍できる人材の育成並びに関係行政機関からの要請等に基づいた原	躍できる人材の育成並びに関係行政機関からの要請等に基づいた原子力人
	子力人材の育成を行う。	材の育成を行う。
	また、機構が保有する民間や大学等では整備が困難な試験研究炉や放射性	原子力人材の育成と科学技術分野における研究開発成果の創出に資する
	物質の取扱い施設等の基盤施設について、利用者のニーズも踏まえ、計画的	ために、民間や大学等では整備が困難な試験研究炉や放射性物質の取扱い施
	かつ適切に維持・管理し、国内外の幅広い分野の多数の外部利用者に適切な	設については、機構において施設の安定的な運転及び性能の維持・強化を図
	対価を得て利用に供する。特に、震災後停止している JRR-3 や材料記憶炉	り、国内外の幅広い分野の多数の外部利用者に適切な対価を得て利用に供す

(JMTR)等の施設については新規制基準への適合性確認を受けて速やかに再

る。特に、震災後停止している施設については新規制基準への適合性確認を

見直し内容	中	長	期	目	標	(第3期)	中	長	期	計	画	(第3期)
	稼働を果た	す。					受けて	速やかに再称	家働を果たし	し、原子力タ	分野のみな	らず、材料や医療分野等
	これらの	取組により	リ、高いレ	ベルの原子	·力技術•	人材を維持・発展され	るのイノ・	ベーションの	の創出、学術	析研究等に	貢献する。	
	とともに原	子力の研究	開発の基	盤を支える	o.							
							1) 研	究開発人材の	の確保と育成	戉		
								機構が有	する特徴あ	る施設や研	一究活動の	場を活用した人材育成プ
								ログラムの	強化に取り	組み、国の	政策に沿	った原子力開発プロジェ
								クトや原子	力産業を支	える様々な	基盤分野	の研究開発人材を育成す
								る。また、、	人材育成に	あたっては	、広い視	野で独創性や創造性に富
								んだ研究に	取り組める	人材を養成	するため	の育成システムを整備す
								る。				
							2)原-	子力人材の育	育成			
								我が国に	おける原子	力人材育成	なのため、	東京電力福島第一原子力
								発電所事故	への対応な	ど、国内産	業界、大	学、官庁等のニーズに対
								応した研修	等の更なる	充実ととも	に、機構	が有する特徴ある施設等
								を活用し、こ	大学連携ネ	ットワーク	をはじめ	とした大学等との連携協
								力を強化推	進する。さ	らに関係行	政機関か	らの要請等に基づき、ア
								ジアを中心。	とした原子	力人材育成	を推進し	、国際協力の強化に貢献
								する。国内	外関係機関	と連携協力	」し、原子	力人材育成情報の収集、
								分析、発信	等の原子力	人材育成ネ	ットワー	ク活動を推進する。これ
								ら事業に着い	実に取り組	むことによ	り、国内	外の原子力分野の人材育
								成に貢献する	る。			
							3) 供	用施設の利用	用促進			
								国内外の	産業界、大	学等外部機	関への供	用施設の利用促進を図る
								ことで原子	力人材の育	成と研究開	発成果の	創出に貢献する。

見直し内容	中	長	期	目	標	(第3期)		中	長	期	計	画	(第3期)
									施設等の	供用に当た	つては、利	用課題の	)審査・採択等に外部専門
								5	家による意見	見・助言を	とり入れて	、施設和	川用に係る透明性と公平性
								7	を確保する。	。また、大	学及び産業	界からσ	0利用ニーズを把握するこ
									とで、幅広し	/外部の利	用を進める	0	
									また、利	用者に対し	、安全・保	安に関す	る教育、運転支援等を行
								;	うなど、利用	用者支援体	制を充実さ	せる。	
	5. 高速炉の研究	開発					5. 清	高速炉の研	究開発				
	「エネルギー	基本計画」	等において	ては、高速	炉は、彷	来のウラン資源の有効	FIJ .	「エネノ	レギー基本語	計画」等に	おいては、	高速炉は	従来のウラン資源の有効
	用のみならず、	放射性廃	棄物の減容	化•有害度	医低減や核	核不拡散関連技術等新た	な	利用のみな	ならず、高ロ	レベル放射	性廃棄物の	減容化・	有害度低減や核不拡散関
	役割が求められ	いていると	ころであり	、「もんじ	.ゅ」の研	弦開発や高速炉の実証	支	連技術向	上等の新たれ	な役割を期	待されてい	る。こ <i>σ</i> .	ため、安全最優先で、国
	術の確立に向け	た研究開	発の推進に	より、我か	国の有す	るこれらの諸課題の解	<del>Ļ</del>	際協力を達	<b>進めつつ、</b> 清	高速増殖原	型炉「もん	じゅ」σ.	研究開発及び高速炉の実
	及び将来のエネ	トルギー政治	策の多様化	に貢献する	<b>5</b> .			証技術の研	権立に向けた	た研究開発	を実施し、	今後の我	が国のエネルギ―政策の
								策定と実	別に貢献する	5.			
1 「もんじゅ」における高速炉に関する研究開発	(1) 「もんじ	ゆ」の研究	開発				(1	)「もんじ	ゆ」の研究	開発			
高速増殖原型炉「もんじゅ」において今後実施を予定する研	「エネル	/ギー基本語	一個」及び	「もんじゅ	研究計画	」(平成25年9月文部	斗	ΓŧΑ	しじゅ」につ	いては、廃	棄物の減容	・有害的	<b>その低減や核不拡散関連技</b>
究開発内容については「もんじゅ研究計画」(平成 25 年9月	学省、以	下「もんじ	ゆ研究計画	〕という。	)等に基	づき、「もんじゅ」を廃	〔	術等の向	う上のための	D国際的な	研究拠点と位	立置付け	、新規制基準への対応など
30 日文部科学省)に掲げられ、また、「もんじゅ」の位置付け	物の減容	化·有害度	氐減や核不	拡散関連技	技術等の向	可上のための国際的な研	完	克服した	こければなら	るない課題	こ対する取締	組を重点	的に推進し、「もんじゅ研
については、「エネル <del>ギー基本計</del> 画」(平成26年4月11日閣	拠点と位置	置付け、「=	もんじゅ研	究計画」に	示された	ニ高速炉技術開発の成果	<u>*</u>	究計画」	(平成 25 年	₹9月文部科	*学省)(以	下、「もん	んじゅ研究計画」 という。)
議決定)において、核燃料サイクル、廃棄物の減容・有害度の	取りまと	めるため、ī	可能な限り	早期の運転	再開に向	可けた課題別の具体的な	ב	に示され	た研究の原	<b>大果を取り</b> る	まとめるこ	とを目指	す。

その際、「もんじゅ研究計画」に示された方針に基づき、個々の研究開発 の実施方法、成果内容・時期、活用方法等を具体的かつ明確に示し、年限を

程表を策定し、安全の確保を最優先とした上で運転再開までの間における維

持管理経費の削減に努めるとともに、新規制基準へ適切に対応し、適合性確

認を受けた後は速やかに運転を再開し、研究開発を進める。

低減等に関する研究開発を行うものとされている。

一方、平成7年 12 月の金属ナトリウム漏えい事故をはじ

め、22 年8月の原子炉内中継装置の落下事故、24 年度以降の

保安規定に基づく機器の点検漏れの発覚などにより、これまで

約19年の長きにわたり本格的な運転を行っていない上、今後

このため、可能な限り早期の性能試験再開に向けた課題別の具体的な工程 表を策定し、安全の確保を最優先とした上で停止中の施設の維持管理費の削 減に努めるとともに、新規制基準に適合するため、審査への対応や対策工事 を実施することにより運転再開を果たし、性能試験を再開する。

性能試験再開後は、「もんじゅ研究計画」に従い、性能試験の完遂・成果

克服しなければならない課題も多く、再稼動のめども立ってい ない状況である。

さらに、その間、毎年度多額の施設の維持管理経費等を費や すなどの状況となっている(25 年度予算で約174 億円、26 年 度予算で約199 億円)。

以上のような状況を踏まえ、「もんじゅ」が国民の信頼を回復し、「エネルギー基本計画」に位置付けられた役割を確実に果たすことができるよう、以下の措置を講ずることとする。

#### (1) 今後の研究開発の工程等の明確化

「もんじゅ」で実施する研究開発については、それらをいつから開始し、いつ成果を得ることができるのか見通すことができないままでは、それらの研究開発の必要性自体に疑問が生じることにもなりかねない。このため、高速炉の研究開発についての長期的な方向性、当該方向性における「もんじゅ」の研究開発の位置付けや目的等を明確化した「エネルギー基本計画」や「もんじゅ研究計画」に基づき、原子力に関する研究開発政策を担う文部科学省の主導の下、本法人は、可能な限り早期の再稼動に向けた課題別の具体的な工程表を策定し、個々の研究開発の実施方法、成果内容・時期、活用方法等を具体的かつ明確に示すこととする。

また、安全の確保を最優先とした上で再稼動するまでの 間における維持管理経費の削減方策を早急に策定し、それ に沿った取組を行うこととする。

さらに、現行の中期計画において予定された本格運転の 開始及びその後の研究開発ができていない状況を踏まえ、

### 中 長 期 目 標(第3期)

区切った目標を掲げ研究開発を進め成果を創出する。また、研究開発の進捗 状況、国際的な高速炉に関する研究開発の動向、社会情勢の変化等に応じて 必要な評価を受け、研究開発の重点化・中止等不断の見直しを行う。

また、「もんじゅ」については、運転再開に向けて国民の理解を得ること

が必要不可欠であり、運転再開までの工程等の上記の取組や、安全性につい

ての合理的な根拠について、国民に対してわかりやすい形で公表していく。 なお、「もんじゆ」における研究開発を進めるに当たっては、それぞれの 役職員が担当する業務について責任を持って取り組み、安全を最優先とした 運転管理となるよう体制の見直しを進めるとともに、現場の職員の安全意識 の徹底、業務上の問題点の改善等を行うことができるよう、現場レベルでの 改善を推進する手法の定着を図り、継続的に運用する。また、事故情報の収 集及びその原因等の分析結果等を踏まえ、平時及び事故発生時等におけるマ ニュアルを改善するなど、現場レベルでの取組を継続的に推進する

### 中 長 期 計 画(第3期)

の取りまとめ及びプルトニウム(以下「Pu」という。)とMA を高速炉で柔軟かつ効果的に利用するための国際共同研究の実施に向けた取組を進める。実施にあたっては、個々の研究開発の実施方法、成果内容・時期、活用方法等を具体的かつ明確に示し、年限を区切った目標を掲げ研究開発等を進め成果を創出する。

これらの取組により、国内唯一の発電設備を有するナトリウム冷却高速炉 として高速増殖炉の性能、信頼性、安全性の実証、技術基盤の確立に資する ことで、我が国のエネルギーセキュリティ確保や放射性廃棄物の長期的なリ スク低減に貢献する。

なお、国のエネルギー政策や研究開発の進捗状況、国際的な高速炉に関する研究開発の動向、社会情勢の変化等に応じて、研究開発の重点化・中止等 不断の見直しを行う。

「もんじゅ」の運転に必要な混合酸化物燃料(MOX 燃料)製造については、 新規制基準に適合するための対策工事を実施し、「もんじゅ」の運転計画に 沿った燃料供給を行う。

また、「もんじゅ」については、性能試験再開に向けて国民の理解を得ることが不可欠であり、性能試験再開までの工程、研究開発の意義や取組、安全性についての合理的な根拠等についても、国民に対してわかりやすい形で公表していく。

なお、「もんじゅ」の研究開発を進めるに当たっては、プロジェクトの進 捗に応じて最適な体制となるように見直し、現場の職員の安全意識の徹底、 業務上の問題点の改善等を行うことができるよう、現場レベルでの改善を推 進する手法の定着を図り、継続的に運用する。また、事故情報の収集及びそ の原因等の分析結果等を踏まえ、平時及び事故発生時等におけるマニュアル を改善するなど、現場レベルでの取組を継続的に推進する。

プラントの安全性及び運転・保守管理技術の高度化のため、以下の取組を

見直し内容	中	長	期	目	標	(第3期)	中	長	期	計	通	
「もんじゅ」の再稼動が大幅に遅れた場合について、遅れ							継続的に	こ進める。こ	れらの取組	は目標期間	野半ばる	までに外部専門家による中間
た原因について計画立案の妥当性も含めて分析した上で、							評価を受	受け、今後の	の計画に反照	映させる。		
関係役職員の業績評価を踏まえた手当の減算等により責							• 新規制	基準への対	応等を通り	じて得られ	た安全	性向上策について取りまと
任を明確化することとする。							め、ナ	トリウム冷	却高速炉 <i>0</i>	)特性を考慮	ましたを	安全性確保のための技術体系
(2) 保守管理の在り方、事故等防止対策の見直し及び明確化							を強化	する。				
本法人は、これまで、「もんじゅ」について、安全に対							• 運転保	守経験を通	じて得られ	た知見を書	請する	るとともに、必要に応じて保
する意識改革等の取組は行ってきているものの、保守管理							安規定	2、運転手順	書、保全記	神事へ継	売的に	反映し、高速増殖炉の運転・
上の不備等による原子力規制委員会からの保安措置命令							保守管	理技術体系	の構築を進	進める。		
の解除が必要となっているほか、長期間にわたる監視設備							• 「もん!	〕ゅ」を中/	心とした国	際的に特色	ある高	高速増殖炉の研究開発拠点の
の点検不備の放置の事例が発覚するなど、克服すべき課題							形成に	向けて、ナ	-トリウムコ	C学研究施	没を利	用した「もんじゅ」の安全・
が残されている。							安定運	転の更なる	向上のため	かのナトリロ	ウム取	扱い試験を行う。
「もんじゅ」の再稼動を目指すに当たっては、業務に従												
事する職員一人一人が、徹底した安全意識をもって業務に	(2) 高速炉(	の実証技術	の確立に向	]けた研究]	発と研究	に開発の成果の最大化を目	(2) 高速炉	の実証技術	うじゅう でんしょう しょく	向けた研究	開発と	:研究開発の成果の最大化を
従事し、業務上の問題点を改善していくことが必要である	指した国	国際的な戦	略立案				目指し	た国際的な	よ戦略立案			
が、現状、これらのことが現場の職員により行われるよう	高速炉	の実証技術	うじゅう でんしょう かいこう しゅうしょう しゅうしょう しゅうしょ しゅうしょ しゅう	句けて、「も	らんじゅ」	の研究開発で得られる紹	2					
管理、統括等が十分になされていない状況である。	験や照射	場としての	)高速実験!	沪「常陽」(	(以下「常	陽」という。)等を活用し	, 1) 高速	刺の実証	支術の確立に	に向けた研	究開発	•
したがって、現場の職員の安全意識の徹底、業務上の問	ながら、	実証段階に	こある仏国	ASTRID 炉等	等の国際 こ	プロジェクトへの参画を通	i	高速炉の	実証技術の	確立に向い	ナて、Γ:	もんじゅ」の研究開発で得ら
題点の改善等を行うことができるよう、直ちに、それらの	じ、高速	炉の研究開	発を行う。	これらの	研究開発	を円滑に進めるため、「常	5 7	hる機器・	システム設	計技術等0	成果な	っ、燃料・材料の照射場とし
取組を統括することができる者を置くなど現場レベルで	陽」につい	いては新規	制基準に対	応して運転	を再開し	、照射試験等を実施する。	,	ての高速実	験炉「常陽	』(以下「常	常陽」。	という。)等を活用しながら、
の改善を推進する手法を導入することとする。	なお、	仏国 ASTRI	D 炉等の国	際プロジュ	こクトへの	D参画を通じ、これまで <i>の</i>	)	実証段階に	ある仏国 A	STRID 炉等	の国際	<sup>祭プロジェクトへの参画を通</sup>

研究成果や蓄積された技術を十分に同プロジェクトに反映させることが必

要であり、そのために必要な人材等を用いるとともに、国際交渉力のある人

材を育成する。また、同時に、同プロジェクトの成果を今後の研究開発に活

(1) や上記の研究開発を進める際には、資源の有効利用や高レベル放

射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、技術的、経済的、社会的

かしていく。

また、これまでの事故等の原因等の分析結果等を踏ま

え、速やかに、現場における、安全を確保するために日々

実施しなければならない事項、事故等の発生時に必要とな

る対処方法、報告・連絡手順等を示したマニュアルを整備

するなど、安全に稼動させ、事故の発生を防止するための

業務管理、保守点検方法等の仕組みを整備することとす

「常陽」については、新規制基準への適合性確認を受けて再稼働 し、破損耐性に優れた燃料被覆管材料の照射データ等、燃料性能向 上のためのデータを取得する。

じ、高速炉の研究開発を行う。

「仏国次世代炉計画及びナトリウム高速炉の協力に関する実施取 決め」(平成 26 年 8 月締結) に従い、平成 28 年から始まる ASTRID

# 見直し内容 る。 (3) 国民の理解を得るための十分な説明 福島第一原子力発電所事故以降、原子力施設の安全性に 対する国民の関心は非常に高くなっており、「もんじゅ」 の再稼動に対する国民の理解を得ることが必要不可欠で あることから、 ① 再稼動までの具体的な工程 ② 「もんじゅ」において実施する研究開発の意義・目的、 成果内容・時期、成果の活用(貢献)方法 ③ 安全性についての合理的な根拠 について早急に取りまとめ、国民に対し分かりやすい形で

## なリスクを考えて、安全で効率的な高速炉研究開発の成果を最大化する。 このため、高速炉研究開発の国際動向を踏まえつつ、実証プロセスへの円 滑な移行や効果的・効率的な資源配分、我が国の高速炉技術・人材の維持・

期

퉅

中

発展を考慮した高速炉研究開発の国際的な戦略を立案し、政府等関係者と 方針を合意しながら、政策立案等に貢献する。

目

標(第3期)

また、第4世代原子カシステムに関する国際フォーラム及び日仏 ASTRID 協力等の活用により、高速炉の安全設計基準の国際標準化を主導する。

#### 画(第3期) 퉅 中 期 計

炉の基本設計を日仏共同で行い、同取決めが終了する平成32年以降 の高速炉の実証技術の確立に向けた研究開発に係る方針検討に資す る技術・情報基盤を獲得する。

枢要課題であるシビアアクシデントの防止と影響緩和について、 冷却系機器開発試験施設(AtheNa)等の既存施設の整備を進め、目 標期間半ばから試験を実施し、シビアアクシデント時の除熱システ ムの確立や炉心損傷時の挙動分析に必要なデータを取得する。また、 その試験データに基づく安全評価手法を構築する。

高速炉用の構造・材料データの取得及び評価手法の開発を推進す るとともに、機構論に基づく高速炉プラントシミュレーションシス テムの開発及びそれに必要な試験技術と試験データベースの構築等 の安全性強化を支える基盤技術の開発を進める。

また、米国と民生用原子力エネルギーに関する研究開発プロジェ クトを進め、その一環として高速炉材料、シミュレーション技術、 先進燃料等の研究開発を進める。

国際協力を進めるに当たっては、必要な人材等を用いるとともに、 国際交渉力のある人材を育成する。研究開発の実施に当たっては、 外部資金の獲得に努めるとともに、研究開発成果は目標期間半ばま でに外部専門家による中間評価を受け、その後の計画に反映させる。 これらの取組により、世界的に開発が進められている高速炉につ いて、我が国の高速炉技術の国際競争力の向上に貢献する。

- 2) 研究開発の成果の最大化を目指した国際的な戦略立案と政策立案等へ の貢献
  - (1)及び(2)1)の研究開発を進める際には、資源の有効利用や高レ ベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、技術的、経

### 公表することとする。 (4) 研究開発内容の見直し等

「もんじゅ」における高速炉に関する研究開発について は、一定程度長期間を要するものも多く、今後も引き続き、 研究開発の進捗状況、国際的な高速炉に関する研究開発の 動向、社会情勢の変化等を踏まえて評価を行い、研究開発 の重点化・中止等不断の見直しを行うこととする。

見直し内容	中	長	期	目	標(第3期)	中 長 期 計 画(第3期)
						済的、社会的なリスクを考えて、安全で効率的な高速炉研究開発の
						成果の最大化につなげるため、米国、英国、仏国、第4世代原子カ
						システムに関する国際フォーラム等への対外的な働きかけの進め方
						を含む高速炉研究開発の国際的な戦略を早期に立案する。このため、
						高速炉研究開発の国際動向を踏まえるため、世界各国における高速
						炉研究開発に関する政策動向や研究開発の進捗状況等について、適
						時調査を行い、実態を把握する。また、実証プロセスへの円滑な移
						行や効果的・効率的な資源配分を実現できるよう、機構内部の人材
						等の資源の活用とともに、機構も含めた我が国全体として高速炉技
						術・人材を維持・発展する取組を進める。
						また、高速炉研究開発の国際的な戦略の立案を通じて、電気事業
						連合会、日本電機工業会等産業界とも密接に連携し、政府等関係者
						と方針を合意しながら、政府における政策立案等に必要な貢献を行
						う。
						3) 高速炉安全設計基準の国際標準化の主導
						高速炉の安全設計基準の国際標準化を我が国主導で目指す観点か
						ら、高速炉の安全設計基準案の策定方針を、平成27年度早期に構築
						し、政府等関係者と方針を合意しながら、第 4 世代原子カシステム
						に関する国際フォーラム及び日仏 ASTRID 協力等を活用して、高速炉
						の安全設計基準の国際標準化を主導する。
						これらの取組により、安全性確保の観点から国際的に貢献する。
3 放射性廃棄物の最終処分等に関する研究開発	6. 核燃料サイク	7ルに係る耳	<b>身処理、燃料</b>	料製造及で	が放射性廃棄物の処理処分に関する	6. 核燃料サイクルに係る再処理、燃料製造及び放射性廃棄物の処理処分に関する
使用済燃料問題については、「エネルギー基本計画」におい	研究開発等					研究開発等
ても、将来世代に先送りしないようその対策を着実に進めるこ	「エネルギー	基本計画	にも示され	れていると	とおり、原子力利用に伴い確実に発	「エネルギー基本計画」にも示されているとおり、我が国は、資源の有効

とが不可欠であることから、地層処分に関する調査・研究や、 減容化・有害度低減のための技術開発を推進すること等とされ ている。

本法人は、これまで、放射性廃棄物の最終処分等に関する研究開発として、坑道掘削による深地層の研究開発等を実施してきたが、一方、基本的方向においては、①今後早急に、瑞浪及び幌延の坑道における調査研究の成果を取りまとめ、施設の廃止を含め今後の方針を策定、②早急に、廃止措置すべき施設の優先順位付けをすることが重要等とされており、限りある本法人の経営資源の中で、放射性廃棄物の最終処分等に関する研究開発等についても合理化、重点化が求められている。

このため、放射性廃棄物の最終処分等に関する研究開発等について、以下の措置を讃ずることとする。

#### (1) 放射性廃棄物の最終処分等に関する研究開発

本法人の放射性廃棄物の最終処分等に関する研究開発拠点の中には、①幌延拠点(北海道幌延町)や東濃拠点(岐阜県瑞浪市)については、地元地方自治体との協定に基づき放射性廃棄物を持ち込まずに地層処分の研究を行っている、②人形峠拠点(岡山県鏡野町)については、平成13年のウラン濃縮プラントの運転終了以降10年以上にわたり、鉱山跡地の跡措置、運転を終了した施設・設備の解体・撤去、遠心機等の除染等を行うのみとなっているなど、本法人が今後長期的・継続的に施設を保有し研究開発を行う客観的・合理的根拠が明確となっていないものもある。

以上の状況を踏まえ、本法人において施設を保有し実施 している放射性廃棄物の最終処分に関する研究開発につ

### 中 長 期 目 標(第3期)

生する放射性廃棄物については、将来世代に負担を先送りしないよう、廃棄物を 発生させた現世代の責任として、その対策を確実に進めるための技術が必要であ る。また、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観 点から、我が国は核燃料サイクルを基本としており、この基本方針を支える技術 が必要である。このため、産業界や関係省庁との連携のもとで、役割分担を明確 化しつつ、これらの技術開発を推進する。

また、これらの研究開発等を円滑に進めるため、新規制基準への適合性確認が 必要な施設については、これに適切に対応する。

#### (1) 使用済燃料の再処理、燃料製造に関する技術開発

「エネルギー基本計画」等に基づき、以下の研究開発を推進する。

再処理技術の高度化及び軽水炉 MOX 燃料等の再処理に向けた基盤技術の 開発に取り組むとともに、これらの成果をもとに、核燃料サイクル事業に対 し、技術面から支援をする。

また、高速炉用 MOX 燃料の製造プロセスや高速炉用 MOX 燃料の再処理を念頭に置いた基盤技術の開発を実施することで、将来的な MOX 燃料製造技術及び再処理技術の確立に向けて、有望性の判断に資する成果を得る。

さらに、東海再処理施設については、使用済燃料のせん断や溶解等を行う一部の施設の使用を取りやめ、廃止措置計画を申請する方向で、廃止までの工程・時期、廃止後の使用済燃料再処理技術の研究開発体系の再整理、施設の当面の利活用及びその後の廃止措置計画等について明確化し、将来想定される再処理施設等の廃止措置に係る技術体系の確立に貢献する。

また、貯蔵中の使用済燃料や廃棄物を安全に管理するために新規制基準対

### 中 長 期 計 画(第3期)

利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本方針としており、この方針を支える技術の研究開発が必要である。また、原子力利用に伴い確実に発生する放射性廃棄物の処理処分については、将来世代に負担を先送りしないよう、廃棄物を発生させた現世代の責任において、その対策を確実に進めるための技術が必要である。このため、使用済燃料の再処理、燃料製造に関する技術開発及び放射性廃棄物の減容化・有害度低減の研究開発を実施する。また、高レベル放射性廃棄物処分技術等に関する研究開発を実施するほか、原子力施設の廃止措置及び放射性廃棄物の処理処分を計画的に遂行するとともに関連する技術開発に取り組む。これらの研究開発等を円滑に進めるため、新規制基準へ適切に対応する。

#### (1) 使用済燃料の再処理、燃料製造に関する技術開発

再処理技術の高度化及び軽水炉 MOX 燃料等の再処理に向けた基盤技術の 開発に取り組むとともに、これらの成果を活用して技術支援を行うことで、 核燃料サイクル事業に貢献する。また、高速炉用 MOX 燃料の製造プロセスや 高速炉用 MOX 燃料の再処理を念頭に置いた基盤技術の開発を実施し、信頼 性、生産性の向上に向けた設計の最適化を図る上で必要な基盤データ(分離 特性、燃料物性等)を拡充する。これらにより将来の再処理、燃料製造技術 体系の確立に資することで、我が国のエネルギーセキュリティ確保に貢献す る。

東海再処理施設については、廃止措置に向けた準備として、廃止までの工程・時期、廃止後の使用済燃料再処理技術の研究開発体系の再整理、施設の 当面の利活用及びその後の廃止措置計画等について明確化し、廃止措置計画 の策定等を計画的に進める。また、貯蔵中の使用済燃料や廃棄物を安全に管理するために新規制基準対応に取り組むとともに、潜在的な危険の低減を進

見直し内容	中	長	期	目	標(第3期)	中	長	期	計	画	(第3期)
いては、本法人の研究開発業務の効率的・効果的な実施の	応に取り	組むととも	に、潜在的	な危険の原	因の低減を進めるためにプルトニ	めるため	にプルトニ	ニウム溶液	や高レベル	放射性原	窓液の固化・安定化処理を確
観点から、他の研究機関への委託などにより重点化するこ	ウム溶液	や高レベル	放射性廃液	の固化・気	安定化処理を計画に沿って進める。	実に進め	る。これら	の取組に	こって、再タ	0.理施設	等の廃止措置技術体系確立
ととする。						に貢献す	-る。				
また、業務の効率化等の観点から、保有する施設・設備						これら	の実施に	当たっては、	部門間の	連携によ	る技術的知見の有効活用、
の処分に向け、現時点では役割を終えて使用していない施						将来の材	燃料サイク	ウル技術を	支える人材	の育成、	施設における核燃料物質の
設・設備については速やかに廃止措置を行うとともに、業						リスク但	5減等に取り	り組む。また	と、技術開	発成果に	ついて、目標期間半ばまて
務の重点化により不要となる施設・設備等についても計画						に外部専	門家による	る中間評価	を受け、今	後の計画	可に反映させる。
的に廃止措置を行うこととする。											
2) 低レベル放射性廃棄物の埋設事業						1) 再処	理技術開發	発			
低レベル放射性廃棄物の埋設事業については、独立行政法人							再処理技	術の高度化	として、カ	ガラス固	化技術の更なる高度化を図
日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律(平成20年						ā	るため、白	金族元素の	挙動等に係	系るデー:	タ取得・評価、ガラス固化
法律第51号)により、原子力に関する研究開発等に伴い発生						扗	支術開発施	設(TVF)の	新型溶融	戸の設計	・開発を進め、高レベルが
する低レベル放射性廃棄物の処分について、発生主体である本						身	付性廃液の	ガラス固化	の早期完了	アに資す	るとともに、軽水炉用 MO)
法人が、自ら及び他機関からの委託を受けて実施することとし						埃	燃料等の再	処理に向け	た基盤技術	開発に	取り組み、これら成果をも
て、本法人の業務に位置付けられたところである。						Ş	とに、核燃	料サイクル	事業に対し	.、技術:	支援を行う。また、高速炉
各研究機関、医療機関等において長年発生、累積している低						F	用 MOX 燃料	の再処理の	ための要素	表技術開	発及びプラント概念の検討
レベル放射性廃棄物については早急な処分を行う必要がある						3	を進め、将	来的な再処	理技術の研	全立に向け	けて、有望性の判断に資す
が、上記改正法の施行後6年を経過した現時点においても、埋						ā	る成果を得	る。			
設地が未選定である等進ちょくが見えていない。											
以上の状況を踏まえ、本法人が行うこととされている埋設						2) MOX	燃料製造技	技術開発			
事業については、次期中長期目標期間中の可能な限り早期に、							高速炉用	MOX 燃料の	ペレット	製造プロ	セスの高度化のための技術
事業の開始までの具体的な工程・スケジュールを策定し、そ						ß	開発を実施	するととも	に、簡素化	Lペレッ	ト法に係る要素技術の開発
れに沿って着実に実施することとする。						7	を実施する。	。また、MOX	燃料製造	こ伴い発	生するスクラップを原料と
						ι	って再利用	するための	乾式リサイ	クル技術	術の開発を実施する。さら

8 使用済燃料再処理施設

に、これらの開発を通じて、自動化した燃料製造設備の信頼性及び 保守性の向上を図り、MOX 燃料製造プラントの遠隔自動化の検討に資

見直し内容	中	長	期	目	標(	第3期)		中	長	期	計	画	(第3期)
本法人では、平成26年9月、東海拠点に所在する使用済燃								3	するデータ	を取得する	10		
料再処理施設の一部について、廃止することとしており、これ													
については、廃止までの工程・時期、廃止後の本法人としての								3)東海	再処理施証	殳			
使用済燃料再処理技術の研究開発体系の再整理、施設の当面の									東海再処	理施設につ	いては、新	<b>所規制基</b>	<b>準対応の取組を進め、貯蔵</b>
利活用及びその後の処分計画等について明確化し、これに即し								Ę	中の使用済	燃料や廃棄	物の管理、	施設の語	高経年化を踏まえた対応を
て着実に措置することとする。								糸	継続すると	ともに、以	下の取組を	進める。	
									安全確保	を最優先に	こ、プルト	ニウム溶	液の MOX 粉末化による固
								1	と・安定化る	を早期に完	了させると	ともに、	施設整備を計画的に行い、
								Ē	高レベル放!	射性廃液の	ガラス固化	とを確実(	こ進める。また、高レベル
								方	女射性廃棄	物の管理に	ついては、	ガラス	固化体の保管方策等の検討
								7	を進め、適	切な対策を	講じる。!	ノサイクノ	レ機器試験施設(RETF)に
								-	ついては、:	ガラス固化	体を最終処	心分場にす	輸送するための容器に詰め
								<b>?</b>	る施設とし <sup>・</sup>	ての許認可	申請を行う	ための記	<b>公計を進める</b> 。
									また、東流	毎再処理施	設の廃止措	置に向い	ナた準備を進めて、廃止措
								置	計画の認可	可申請を行	い、再処理	肺設の層	廃止措置技術体系の確立に
								卢	可けた取組(	こ着手する	。高放射性	挂固体廃棄	棄物については、 遠隔取出
								L	に関する技	技術開発を	進め、適切	りな貯蔵管	管理に資する。低放射性廃
								棄	<b>摩物処理技</b> 征	析開発施設	(LWTF) (	こついてに	<b>は、セメント固化設備及び</b>
								矿	一个一个	設備の施設	整備を着実	ミに進める	るとともに、焼却設備の改
								良	と工事を進め	め、目標期	間内に運転	を開始す	る。
	(2) 放射性廃	棄物の減容	化・有害度	低減の研究	開発			(2) 放射性廃	棄物の減落	乳化・有害原	度低減の研	究開発	
	「エネ	ルギー基本	計画」等を	踏まえ、国	際的なネッ	ットワークを活用しつ	22	高速炉	や加速器を	を用いた核	変換など、	高レベル	放射性廃棄物の減容化・有
	高レベル	放射性廃棄	物を減容化	とし、長期に	残留する	言害度の低減のための	の研	害度の個	(減に大きな	なインパク	トをもたら	す可能性	Eのある技術の研究開発を、
	究開発を	推進する。	高レベル放	射性廃棄物	が、長寿命	<sup>命で有害度の高いマイ</sup>	イナ	国際的な	ネットワ-	ークを活用	しつつ推進	する。こ	れらの取組により、放射性
	ーアクチ	ノイド(以	よ [MA] よ	:いう。)等	を含むたと	か、長期にわたって安	安全	廃棄物の	)処理処分(	に係る安全(	性、信頼性	、効率性	等を高め、その幅広い選択

見直し内容	中 長 期 目 標(第3期)	中 長 期 計 画(第3期)
	に管理しつつ、適切に処理処分を進める必要がある。このため、放射性廃棄	肢の確保を図る。
	物の減容化による処分場の実効処分容量の増大や有害度低減による長期リ	研究開発の実施に当たっては、外部委員会による評価を受け、進捗や方向
	スクの低減等、放射性廃棄物について安全性、信頼性、効率性等を高める技	性の妥当性を確認しつつ研究開発を行う。また、長期間にわたる広範囲な科
	術を開発することは、幅広い選択肢を確保する観点から重要である。	学技術分野の横断的な連携が必要であること、加速器を用いた核変換技術に
	具体的には、MA 分離のための共通基盤技術の研究開発をはじめ、高速炉	ついては概念検討段階から原理実証段階に移行する過程にあることから、機
	や加速器駆動システム(以下「ADS」という。)を用いた核変換技術の研究開	構内の基礎基盤研究と工学技術開発の連携を強化し、国内外の幅広い分野の
	発を推進する。特に ADS については、国の方針等を踏まえ、J-PARC 核変換	産学官の研究者と連携を行う。さらに本研究開発を通して、原子力人材の育
	実験施設の設計・建設に向けて必要な要素技術開発等を進めるとともに、施	成を図り、我が国の科学技術の発展に貢献する。
	設整備に必要な経費の精査や技術課題解決の達成状況等を評価した上で、同	
	施設の建設への着手の判断を得る。	1) MAの分離変換のための共通基盤技術の研究開発
	これらの取組により、長期的なリスク低減等を取り入れた将来の放射性廃	MA の分離技術に関する複数の候補技術のプロセスデータ、高レベ
	棄物の取扱い技術について、その有望性の判断に資する成果を得る。	ル放射性廃液を用いた試験による分離回収データ等を取得し、MA 分
		離回収に関する技術的成立性を評価する。幅広い組成のMA 燃料の基
		礎データを取得するとともに、ペレット製造等の機器は験等を進め、
		MA 燃料製造に関する技術的成立性を評価する。
		MA 分離変換サイクル全体を通じた技術情報を得るため、既存施設
		を用いたMAの分離、ペレット製造から高速中性子照射までの一連の
		試験よりなる小規模なMAサイクルの実証試験に着手する。
		2) 高速炉を用いた核変換技術の研究開発
		Pu 及び MA を高速炉で柔軟かつ効果的に利用するための研究開発
		として、「もんじゅ」の性能試験等で得られるデータを用いた炉心設
		計手法の検証、炉心設計研究、均質 MA サイクル MOX 燃料の照射挙動
		データの取得及び長寿命炉心材料開発を行うとともに、「常陽」再稼
		働後、MA 含有 MOX 燃料の照射性能を把握するため、米国、仏国との
		共同照射試験を実施する。

見直し内容	中	長	期	B	標(	第3期)		中	長	期	計	画	(第3期)
								3) 加	東器駆動シス	ステム(ADS)	を用いた核	<b>亥換技</b> 征	<b>析の研究開発</b>
								,					····································
													-ゲット試験施設に関して
												-	ら技術課題解決の見通し ・技術課題解決の見通し
													こで、目標期間半ばを目述
													実験施設に関しては、抗
													マ マ 決の見通し等について
													脂内に設置許可を受け、
									建設着手を	目指す。			
											、ターゲッ	ト窓材部	Mac
									開発等を行	うとともに	、国際協力	により A	DS 開発を加速させる。
	(3) 高レベル加	対性廃棄物	勿の処分技	術等に関す	る研究開発	ŧ		(3) 高レベル	か射性廃棄	ミ物の処分打	技術等に関	する研究	開発
	「エネル	ギー基本語	画」等を闘	踏まえ、原 <del>-</del>	子力利用に	伴い発生する	る高レベル	高レ	ベル放射性原	廃棄物の地	層処分の実	現に必要	要な基盤的な研究開発を 続
	放射性廃	葉物処分に	必要とされ	る技術開発	当に取り組む	t.		実に進む	かるとともに	こ、実施主体	体が行う地	質環境調	査、処分システムの設計
	具体的に	は、高レヘ	い放射性原	廃棄物の地	層処分の実	現に必要な	基盤的な研	安全評	西及び国に。	よる安全規約	制上の施策	等のため	の技術基盤を整備、提供す
	究開発を持	言実に進め	るとともに	、実施主体	が行う地質	質環境調査、ダ	処分システ	る。さん	らに、これら	の取組を通	通じ、実施主	E体との.	人材交流等を進め、円滑な
	ムの設計・	安全評価及	なび国による	る安全規制.	上の施策等	のための技術	術基盤を整	技術移	伝を進める。				
	備、提供す	<sup>-</sup> る。また、	超深地層研	究所計画と	:幌延深地	層研究計画に	こついては、	加えて	て、代替処分	オプション	としての仮	<b>使用済燃</b>	料直接処分の調査研究を終
	「改革の	基本的方向	」を踏まえ	た調査研究	を、委託な	どにより重点	点化しつつ	続する。					
	着実に進む	<b>かる。なお、</b>	超深地層	研究所計画	では、土地	賃貸借期間 -	も念頭に調	これ	らの取組によ	より、我が国	の将来的な	;地層処/	計画立案に資する研究所
	査研究にご	取り組む。	さらに、こ	れらの取組	を通じ、実	施主体との	人材交流等	果を創む	出するととも	もに、地層を	処分計画に	基づいた	地層処分事業に貢献する
	を進め、F	円滑な技術	多転を進め	る。加えて	、代替処分	オプション。	としての使	研究	開発の実施に	こ当たってに	ま、最新の	学的知	見を踏まえることとし、乳
	用済燃料	直接処分の	調査研究を	継続する。				施主体、	国内外の研	究開発機関	大学等と	の技術協	力や共同研究等を通じて

これらの取組により、我が国の将来的な地層処分計画立案に資する研究成

最先端の技術や知見を取得・提供し、我が国における地層処分に関する技術

見直し内容	中	長	期	目	標(第	[3期]	中	長	期	計	画	(第3期)
	果を創出	する。					力の強化・	· 人材育成	に貢献する	5.		
							また、深	地層の研	究施設の見	学、ウェブ	<b>ÿ</b> サイトσ.	活用による研究開発成果
							に関する情	輯の公開	を通じ、地	層処分に関	する国民	<b>ことの相互理解促進に努め</b>
							<b>వ</b> 。					
							1) 深地	層の研究が	施設計画			
							į.	超深地層研	研究所計画	(結晶質岩	: 岐阜県	瑞浪市)と幌延深地層研
							究記	計画(堆積	責岩:北海道	直幌延町)	について	は、機構が行う業務の効
							率们	化を図りて	つつ、「改革	の基本的力	ううし を路	皆まえた調査研究を、委託
							なと	どにより重	重点化し、 着	着実に進め	る。研究	開発の進捗状況等につい
							ては	ま、平成3	1年度末を	目途に、外	部専門家	Rによる評価等により確認
							する	る。なお、	超深地層码	研究所計画	iでは、±	地賃貸借期間も念頭に調
							查证	研究に取り	り組む。			
							走	超深地層研	研究所計画的	については	、地下坑	道における工学的対策技
							術ℓ	の開発、物	か質移動モ	デル化技術	の開発、	坑道埋め戻し技術の開発
							に重	重点的に取	なり組む。こ	これらに関	する研究	については、平成31年度
							末書	までの 5 年	年間で成果	を出すこと	を前提に	取り組む。また、同年度
							末書	までに、跗	が 用を検討	討するため	の委員会	での議論も踏まえ、土地
							賃貸	貸借期間の	D終了(平向	成34年1月	引) までに	埋め戻しができるように
							<b>ا</b> لح	ハう前提で	で考え、坑	道埋め戻し	などのそ	の後の進め方について決
							定す	する。				
							ф	幌延深地層	層研究計画的	については	、実際の	地質環境における人工バ
							IJŦ	アの適用性	生確認、処分	分概念オブ	゚ションの	実証、地殻変動に対する
							堆積	責 <del>岩</del> の緩種	能力の検証	正に重点的	に取り組	む。また、平成31年度末
							まで	でに研究終	冬了までのコ	工程やその	後の埋戻	しについて決定する。

見直し内容	中	長	期	目	標	(第3期)		中	長	期	計	画	(第3期)
								2) 地	質環境の長	期安定性に	関する研究	2	
									自然現象	に伴う地質	環境の変化	とを予測	・評価する技術を、地球年
								1	代学に係る	最先端の施	設・設備も	活用して	つつ整備する。
								3) 高	レベル放射	性廃棄物の	地層処分码	究開発	
									深地層の	研究施設計	画や地質環	境の長	朋安定性に関する研究の成
								į	果も活用し、	、高レベル	放射性廃棄	物の地向	<b>暑処分に係る処分システ</b> ム
								1	構築・評価値	解析技術の	先端化・体	系化を図	<b>図る。</b>
								4) 使 	用済燃料の	直接処分研	究開発		
									海外の直	接処分に関	する最新の	)技術動「	句を調査するとともに、高
									レベル放射	性廃棄物の	地層処分研	で開発の	D成果を活用しつつ、代替
								3	処分オプシ	ョンとして	の使用済気	然料直接	処分の調査研究に取り糾
								à	み、成果を「	取りまとめ	る。		
		設の廃止措	置及び放射	<b>村生廃棄物</b>	の処理処	分の計画的遂行	で技術開		施設の廃止	措置及び	放射性廃棄	物の処理	<b>!処分の計画的遂行と技術</b>
	発							開発					
	「エネル	ギー基本計	価」等に	基づき、原	子力施設	の設置者及び放	射性廃棄	原子が	か施設の設置	置者及び放射	討性廃棄物	の発生者	としての責任で、安全確保
	物の発生者	者としての	責務を果た	すため、原	<b>序子力施設</b>	の廃止措置及び	放射性廃	を大前	<b>影に、原子力</b>	施設の廃」	L措置、施設	め運転	や廃止措置に伴って発生す
	棄物の処理	運処分の計	画的遂行と	技術開発	を進める。			る廃棄物	かの処理処分	かを、外部語	平価を経たこ	コスト低	減の目標を定めた上で、ク
	具体的	こは、廃止技	#置・放射	性廃棄物処	心理処分に	係る技術開発と	として、東	リアラン	ノスを活用し	しながら、言	画的かつダ	効率的に	実施する。 実施に当たって
	京電力福島	島第一原子:	力発電所の	廃止措置等	等への貢献	就にも配慮しつつ	つ、低コス	は、国内	外関係機関	とも連携し	しながら、拄	支術の高	度化、コストの低減を進め
	ト化や廃	棄物量を少	なくする技	技術等の先	駆的な研	究開発に積極的	に取り組	るととも	に、人材育	が成の一環と	こして知識な	や技術の	継承を進めつつ、以下に示
	む。また、	低レベルが	放射性廃棄	物の処理に	こついては	は、安全を確保し	つつ、固	す業務を	生実施する。				
	体廃棄物の	の圧縮・焼	却、液体廃	棄物の固化	と等の減落	8、安定化、廃棄	体化処理						
	及び廃棄物	物の保管管	理を着実に	実施する。	機構が行	う研究開発等か	ら発生す	1)原	子力施設の	廃止措置			

見直し内容	中 長 期 目 標(第3期)	中 長 期 計 画(第3期)
	る低レベル放射性廃棄物の埋設事業においては、社会情勢等を考慮した上	原子力施設の廃止措置に関しては、廃棄物の廃棄体化、処分場へ
	で、可能な限り早期に具体的な工程等を策定し、それに沿って着実に実施す	の廃棄体搬出等、廃棄物の処理から処分に至る施設・設備の整備状
	<b>వ</b> .	況を勘案するとともに、安全確保を大前提に、建設時や運転時の知
	なお、現時点で使用していない施設等について、建設時や運転時の知見を	見を活かしつつ、内在するリスクレベルや経済性を考慮し、優先順
	活かしつつ、安全かつ計画的な廃止措置を進めるとともに、廃止措置によっ	位やホールドポイントを盛り込んだ合理的な廃止措置計画を策定
	て発生する解体物についてはクリアランスを進める。	し、外部専門家による評価を受けた上で、これに沿って進める。実
	これらの取組により、機構が所有する原子力施設を計画的に廃止するとと	施に当たっては、独立行政法人整理合理化計画や機構改革で定めら
	もに、放射性廃棄物の処理処分に必要な技術の開発を通じて、廃棄物の処理	れた施設を中心に、確保された予算の中で最大の効果が期待される
	処分に関する課題解決とコスト削減策を提案する。	ものを優先することとする。
		また、新型転換炉「ふげん」については、使用済燃料に係る対応
		を図りつつ廃止措置を進める。
		2)放射性廃棄物の処理処分
		低レベル放射性廃棄物については、契約によって外部事業者から
		受け入れるものの処理も含め、廃棄物の保管管理、減容、安定化に
		係る処理を計画的に行う。なお、固体廃棄物減容処理施設(OWTF)
		については、高線量かつ超ウラン核種によって汚染された廃棄物の
		処理に資する実証データの取得を目指し、建設を完了する。
		廃棄体化処理に関しては、施設の廃止措置計画、及び処分場への
		廃棄体搬出予定時期を勘案し、廃棄体作製に必要な品質保証体制の
		構築、放射能濃度の評価、施設・設備の整備等の取組を進める。
		研究機関等から発生する低レベル放射性廃棄物の埋設処分事業に
		関しては、国の基本方針に基づき、規制基準の整備状況、社会情勢
		等を考慮した上で、可能な限り早期に具体的な工程等を策定する。
		また、埋設処分施設の設置に必要となる取組、埋設処分施設の基本
		設計に向けた技術的検討、廃棄体の輸送等に係る調整を進める。

見直し内容	中	長	期	目	標(第3期)	中	長	期	計	画(第3期)	

#### 5 核融合研究開発

核融合に関する技術については、「エネルギー基本計画」において、「国際協力で進められているITER(国際熱核融合 実験炉)計画や幅広いアプローチ活動を始めとする核融合を、 長期的視野にたって着実に推進する」とされており、本法人では、これまで、国際約束であるITER計画における我が国の 国内機関としての超伝導コイル等の調達などの貢献や、核融合 反応を発生・持続させるための技術の研究開発など、核融合研 究開発を実施している。

一方、本法人は、原子力に関する唯一の総合的研究開発機関として着実に成果を得て原子力政策に貢献していくため、実施すべき業務の重点化を図ることが重要課題となっており、基本的方向においても、核融合研究開発については、長期的な視点からの最先端の研究開発であることにより、「国内の他の研究機関へ人材及び施設・設備等を業務移管することとする。」とされている。

現状、平成28年4月に、核融合研究開発を含む量子科学関

#### 7. 核融合研究開発

「第三段階核融合研究開発基本計画」(平成4年6月原子力委員会)、「イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定」(平成19年10月発効、以下「ITER協定」という。)、「核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定」(平成19年6月発効、以下「BA協定」という。)等に基づき、核融合研究開発を総合的に推進し、核融合エネルギーの実用化に向けた国際共同研究を行う。「ITER(国際熱核融合実験炉)計画」及び「核融合エネルギー研究分野における幅広いアプローチ活動」(以下「BA活動」という。)を国際約束に基づき、着実に実施しつつ、実験炉ITERを活用した研究開発、JT-60SAを活用した先進プラズマ研究開発、BA活動で整備した施設を活用・拡充した理工学研究開発へ事業を展開することで、核融合エネルギーの科学的・技術的実現可能性の実証、及び原型炉建設判断に必要な技術基盤構築を進める。

大学、研究機関、産業界などの意見や知識を集約して ITER 計画及び BA 活動 に取り組むことを通じて、国内連携・協力を推進することにより、国内核融合 研究との成果の相互還流を進め、核融合エネルギーの実用化に向けた研究・技

### 3) 廃止措置・放射性廃棄物の処理処分に係る技術開発

廃止措置・放射性廃棄物の処理処分において必要となる技術開発 に関しては、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等への貢献 にも配慮し、施設の状況や廃棄物の特徴を勘案した廃止措置、廃棄 物の性状評価、廃棄物の廃棄体化処理、廃棄確認用データ取得等に 係る先駆的な技術開発に積極的に取り組み、安全かつ合理的なプロ セスを構築する。

### 7. 核融合研究開発

核融合エネルギーは、資源量が豊富で偏在がないといった供給安定性、安 全性、環境適合性、核拡散抵抗性、放射性廃棄物の処理処分等の観点で優れ た社会受容性を有し、恒久的な人類のエネルギー源として有力な候補であり、 長期的な視点からエネルギー確保に貢献することが期待されており、早期の 実用化が求められている。このため、「第三段階核融合研究開発基本計画」(平 成4年6月原子力委員会)、「イーター事業の共同による実施のためのイータ 一国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定」(ITER 協定)(平成 19 年 10 月発効)、「核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた 活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協 定」(BA 協定)(平成19年6月発効)、「エネルギー基本計画」等に基づき、核 融合エネルギーの実用化に向けた研究開発を総合的に行う。具体的には、 「ITER (国際熱核融合実験炉)計画」及び「核融合エネルギー研究分野にお ける幅広いアプローチ活動」(以下、「BA 活動」という。) を国際約束に基づき、 着実に推進しつつ、実験炉 ITER を活用した研究開発、JT-60SA を活用した先 進プラズマ研究開発、BA 活動で整備した施設を活用・拡充した理工学研究開 発へ、相互の連携と人材の流動化を図りつつ、事業を展開する。これにより、

見直し内容	中 長 期 目 標(第3期)	中 長 期 計 画(第3期)
連研究の業務について、研究上の親和性・発展性の観点から独立行政法人放射線医学総合研究所へ移管する方向で準備を進めている。 このため、核融合研究開発については、次期中長期目標期間中の早期に、移管までの具体的な工程(成果時期と移管時期との関係も含む)等を明確化し、着実に移管を進めることとする。	術開発を促進する。	核融合エネルギーの科学的・技術的実現可能性の実証、及び原型炉建設判断に必要な技術基盤構築を進めるとともに、核融合技術を活用したイノベーションの創出に貢献する。 研究開発の実施に当たっては、大学、研究機関、産業界などの研究者・技術者並びに各界の有識者などが参加する核融合エネルギーフォーラム活動等を通して、国内意見や知識を集約して ITER 計画及び BA 活動に取り組むことにより国内連携・協力を推進し、国内核融合研究との成果の相互還流を進め、核融合エネルギーの実用化に向けた研究・技術開発を促進する。
	(1) ITER 計画の推進  ITER 協定の下、国際的に合意した事業計画に基づき、国内機関としての業務を着実に実施するとともに、実験炉 ITER を活用した研究開発をオールジャパン体制で実施するための準備を進める。	(1) ITER 計画の推進 ITER 協定の下、国際的に合意した事業計画に基づき、大学、研究機関、 産業界等との協力の下、国内機関としての業務を着実に実施する。また、実験炉 ITER を活用した研究開発をオールジャパン体制で実施するための準備 を進める。
		1) ITER 建設活動 我が国が調達責任を有する超伝導導体、超伝導コイル、中性粒子 入射加熱装置実機試験施設用機器の製作を完了するとともに、高周 波加熱装置、遠隔保守装置等の製作を進める。また、ITER サイトで ITER 機構が実施する機器の据付・組立等の統合作業を支援する。
		2)ITER 計画の運営への貢献  ITER サイトへの職員等の積極的な派遣などにより ITER 機構及び 他極国内機関との連携を強化し、ITER 計画の円滑な運営に貢献する。 また、ITER 機構への我が国からの人材提供の窓口としての役割を果 たす。

見直し内容	中	長	期	目	標	(第3期)		中	長	期	計	画	(第3期)
元旦している	(2)幅広いア BA 協定 ク計画事等	プローチ活の下、国際	動を活用し 祭的に合意に 関として着	した事業語 音実に実施	先進プラ:   画に基づ するとと=	ズマ研究開発 ざき、サテライト・ もに、国際約束履行	分に不可	3) オ (2) 幅広い BA 協 ライト・	ールジャパ ITER サイ 重転・保守で ヤパン体制 シアプローチ 定の下、国 トカマク計	ン体制の構 トでの統合 を見据えてで実施する 活動を活用 際的に合意	築 合作業 (据化 、実験炉 !! ための準備 引して進める した事業計 実施機関と	寸・組立 IERを活動を進める る先進プー	・試験・検査)や完成を 用した研究開発をオール ラズマ研究開発 ぎき、BA 活動におけるサ に実施するとともに、II
	JT-60SA 計断に必要な	画を進め返す技術基盤	重転を開始 を構築する	する。ITEF らため、JT-	R 計画を3 -60SA を活	可計画の合同計画 支援・補完し原型が 5用した先進プラス きる人材育成に取	戸建設判 ズマ研究	計画のお 援・補宗 研究開発 らに、[	合同計画であ こし原型炉建 発を進め、J	ある JT-60S 記学  断に必 T-60SA を活	A 計画を進 必要な技術。 5用した先	め運転を 基盤を構 進プラズ <sup>-</sup>	(国内計画) を推進し、 開始する。ITER 計画を 築するため、炉心プラス マ研究開発へ展開する。 に取り組む。
								(1) (2)	司計画であっ る。 JT-60SA の材 JT-60SA ; を進めると。 JT-60SA 追 JT-60SA :	る JT-60SA 機器製作及で 超伝導コイ ともに、日 陣云のための で再使用す	計画を着ま び組立 ル等の我が 欧が製作す D保守・整 る JT-60 B	国に推進し 「国が調整」 「る機器の 備及び調整 て存設備の	D保守・改修、装置技術
									発・整備を対				<b>ವ調整を実施して JT−6</b>

見直し内容	中	長	期	目	標	(第3期)		中	長	期	計	画	(第3期)
								3	JT-60SA 0	運転			
									①及び②	の着実な実	施を踏まえ	L. JT-608	Aの運転を開始する。
								2) 炉	心プラズマ	研究開発			
									ITER計画	に必要な燃	焼プラズマ	7制御研努	でもJT-60SAの中心的課題
								C	の解決に必要	要な定常高	ベータ化研	密を進め	るとともに、統合予測コ
								-	ードの改良を	を進め、精	度の高い面	装置の総	合性能の予測を行う。ま
								1	と、運転を	開始する JT	「-60SA にお	いて、IT	ER をはじめとする超伝導
												組むべき	プラズマ着火等の炉心プ
								=	ラズマ研究	開発を進め	る。		
								3) 国	際的に研究				
								_					し、ITER 計画や JT-60SA
								Ē	計画を主導っ	できる人材	の育成を行	う。	
	(이 뉴스 ) 고 그	の マゴチ	レクケィー L フ +・	+=+ 0.187	·₩₹π <del>ι</del> ₩₽₽	1.76			<b></b>	ンプチレクケィー し	- 7 <del>1 - 2</del> - 7 T	ш <del>— 24</del> 4т па	p88 <i>3</i> %
	(3)幅広いアブ						Y# LL 7	(3) 幅広い					
						き、BA 活動として							き、BA活動における国際
				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		機関として着実に							として着実に推進する。ま C、国際協力及び国内協力
						:施設を活用・拡充							、国际協力及び国内協力 、BA 活動で整備した施設
			生な) フラ、	DA 沿到C	・金浦した	心弦を治用・拡大	し、技					進めノノフ、	、DA 活動で発揮した他設
	術の蓄積を	<b>≤</b> 117。						で活用・	拡充し、お	又川の台便で	<u>で1</u> 丁ン。		
								1) 国際	学校温中全 ナラ	たルギー <del>スエ</del> エー	空わい々一	<b>重業(IFF</b>	(8) 及び国際核融合材料照
													十活動(EVEDA)事業
									IFERC 事業				//L3// 上TLD///
								U			活動と研究	開発活動	を完了するとともに、計
									ご言いい	小土水市区市	ルション・ロション・ロション・ロション・ロション・ロション・ロション・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン・ロン	いカナスプロ当	」で、「 」 かる C O I 〜 、

見直し内容	中	長	期	目	標(第3期)	中 長 期 計 画(第3期)
						算機シミュレーションセンターの運用及びITFR遠隔実験センターの
						構築を完了する。
						② IFMIF-EVEDA 事業
						IFMIF 原型加速器の実証試験を完了する。
						③ 実施機製活動
						理解増進、六ヶ所サイト管理等をBA 活動のホスト国として実施す
						<b>వ</b> .
						2)BA活動で整備した施設を活用・拡充した研究開発
						① 原型炉設計研究開発活動
						原型炉建設判断に必要な技術基盤構築のため、概念設計活動、低
						放射化フェライト鋼等の構造材料重照射データベース整備活動、増
						殖ブランケット機能材料の製造技術や先進機能材料の開発、トリチ
						ウム取扱技術開発を拡充して推進する。
						② テストブランケット計画
						ITER での増殖ブランケット試験に向けて、試験モジュールの評価
						試験・設計・製作を進める。
						③ 理論・シミュレーション研究及び情報集約拠点活動
						計算機シミュレーションセンターを運用し、核燃焼プラズマの動
						特性を中心としたプラズマ予測確度の向上のためのシミュレーショ
						ン研究を進める。また、ITER 遠隔実験センターを運用し、国際的情
						報集約拠点として活用する。
						④ 核融合中性子源開発
						六ヶ所中性子源の開発として、IFMIF 原型加速器の安定な運転・
						性能向上を行うとともに、リチウムループの建設、照射後試験設備
						及びトリチウム除去システムの整備、ビーム・ターゲット試験の準

見直し内容	中	長	期	目	標	(第3期)		中	長	期	計	画	(第3期)
								俳	請を開始する	5.			
	8. 産学官との連	携強化と社	土会からの	信頼の確保	きのための	活動	8. j	産学官との	D連携強化。	と社会から	の信頼の確	保のため	かの活動
	「エネルギー	-基本計画	i」や「第4	期科学技術	析基本計画	画」 等を踏まえ、イノベー	-	国立研究	開発法人。	として機構	が業務を実	施するに	こ当たっては、研究成果の
	ション創出等	に向けた	産学官との	連携強化、	民間の原	原子力事業者への核燃料ナ	- I	最大化を図	図り、そのF	成果を広く	国民・社会	に還元す	けるとともに、イノベーシ
	イクル技術支	援、国際的	的な協力・	貢献、積極	動な情報	8の公開や広報・アウト!		ョン創出に	つなげるこ	ことが求め	られている	。この <i>t</i> =	め、「エネルギー基本計画
	一チ活動の強	北による社	社会からの	信頼確保に	取り組む	ことともに、社会へ成果を	+	や「第4	排科学技術	基本計画」	等を踏まえ	え、イノ・	ベーション創出等に向けた
	還元する。な	お、情報の	の取扱いに	当たっては	は、核物質	質防護に関する情報、知識	t A	産学官との	)連携強化、	民間の原	子力事業者	いる	燃料サイクル技術支援、国
	の適切な扱い	に留意する	<b>3</b> .				ß	際的な協力	]・貢献等 <i>の</i>	取組により	り社会への	成果の還	元を図るとともに、広報・
							7	アウトリー	チ活動の引	金化により	社会からの	理解增	進と信頼確保に取り組む。
							7,	なお、情報	の取扱い	こ当たって	は、核物質	防護に	関する情報、知的財産の通
							ţ	切な扱いに	留意する。				
	(1)イノベー:	ンョン創出	に向けた取	畑			(1	1) イノベ-	ーション創	出に向けた	定取組		
	研究開	発成果の最	大化を図り	ノ、成果を広	く国民・	社会に還元するとともに		研究成	果の最大化	∟を図り、原	成果を広く	国民∙社	会に還元するとともに、イ
	イノベー	ション創出	まってなげる	るため、産党	学官の連携	<b>熊強化を含む最適な研究</b> 開		ノベーシ	ョン創出に	こつなげる	ため、イノ・	ベーショ	ン等創出戦略を策定し、機
	発体制の	構築等に戦	さい さい さい さい さい さい こう いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱ	り組む。				構の各事	業において	展開する。	。具体的に	ま、基礎	的研究や応用の研究、プロ
	具体的	こは、東京	電力福島第	三原子力	発電所事故	<b>数の対処など国家的・社会</b>	<b>\</b>	ジェクト	型などの名	・部門の研	究開発の特	徴や、部	門横断的な取組による機構
	的な課題	解決のため	の研究開発	後において	は、国民的	り視点に立って研究開発 <i>の</i>		の総合力	を活かし、	原子力を取	以巻く課	解決や	社会のニーズに幅広く対応
	計画段階	からニーズ	で把握し原	<b>対果の社会</b>	への実装	までを見通して、産学官の		し、広く	活用できる	研究開発的	成果・シー:	ズの創出	を図る。このため、機構内
	効果的な	連携とその	ための適均	刃な体制を	構築する	とともに、基礎研究分野等	F	及び産学	官との効果	的な連携	等の研究開	発体制の	構築、成果の社会実装まで
	において	ま、創出さ	れた優れた	-研究開発原	ず果・シ−	ーズについて、産業界等と	:	を見据え	た研究計画	の策定等、	成果の社会	会への還	元、イノベーション創出に
	も積極的に	こ連携し、	その成果・	・シーズの	「橋渡し	」を行う。		向けて戦	踏的に取り	り組む。			

また、機構が創出した研究成果及び知財並びに保有施設の情報等を体系的

に整理して積極的に発信するとともに、国内の原子力科学技術に関する学術

情報を幅広く収集・整理し、国際機関を含め幅広く国内外に提供するにより、

49

また、産業界、大学等と緊密な連携を図る観点から、共同研究等による研

究協力を推進し、研究開発成果を創出する。創出された研究開発成果につい

ては、その意義や費用対効果を勘案して、原子力に関する基本技術や産業界

見直し内容	中 長 期 目 標(第3期)	中 長 期 計 画(第3期)
	成果の社会還元や国内外の原子力に関する研究開発環境を充実させる。また、関係行政機関の要請を受けて政策立案等の活動を支援する。	等が活用する可能性の高い技術を中心に、精選して知的財産の権利化を進める。さらに、技術交流会等の場において機構が保有している特許等の知的財産やそれを活用した実用化事例の紹介を積極的に行うなど、連携先の拡充を図る。また、機構が保有する学術論文、知的財産、研究施設等の情報や、機構が開発・整備した解析コード、データベース等を体系的に整理し、一体的かつ外部の者が利用しやすい形で提供する。これらにより、機構の研究開発成果の産学官等への技術移転、外部利用と展開を促進する。国内外の原子力科学技術に関する学術情報を幅広く収集・整理・提供し、産業界、大学等における研究開発活動を支援する。特に、東京電力福島第一原子力発電所事故に関する国内外参考文献情報、政府関係機関等が発信するインターネット情報等は、関係機関と連携のうえ効率的な収集・発信を行う。また、原子力情報の国際的共有化と海外への成果普及を図る観点から、国内の原子力に関する研究開発成果等の情報を、国際機関を含め幅広く国内外に提供する。
	(2) 民間の原子力事業者の核燃料サイクル事業への支援 機構の核燃料サイクル研究開発の成果を民間の原子力事業者が活用する ことを促進するために、民間の原子力事業者からの要請を受けて、その核燃 料サイクル事業の推進に必要とされる人的支援及び技術的支援を実施する。	(2) 民間の原子力事業者の核燃料サイクル事業への支援 民間の原子力事業者の核燃料サイクル事業への技術支援は、円滑な試運転 の実施、運転への移行や安全かつ安定な運転・保守管理の遂行等に反映され、 核燃料サイクル技術の確立にとって極めて重要である。このため、核燃料サ イクル技術については、既に移転された技術を含め、民間の原子力事業者か らの要請に応じて、機構の資源を活用し、情報の提供や技術者の派遣による 人的支援、要員の受け入れによる養成訓練を継続するとともに、機構が所有 する試験施設等を活用した試験、問題解決等に積極的に取り組み、民間事業 の推進に必要な技術支援を行う。

見直し内容	中 長 期 目 標(第3期)	中 長 期 計 画(第3期)
	(3) 国際展開・協力の推進	(3) 国際展開・協力の推進
	東京電力福島第一原子力発電所事故対応をはじめ各研究開発分野等にお	東京電力福島第一原子力発電所事故対応をはじめとする各研究開発分野
	いて実施する事業において、諸外国の英知の活用や世界的な原子力安全への	において、諸外国の英知の活用による研究開発成果の最大化を図るととも
	貢献等を通じて原子力研究分野における存在感を高めるため、研究開発活動	に、世界的な原子力安全への貢献等により国際的な存在感を発揮するため、
	の国際展開及び国際協力を戦略的に推進する。	各研究開発分野の特徴を踏まえた国際戦略を策定し、国際展開・協力と機構
	また、関係行政機関の要請に基づき、原子力の平和利用等において国際貢	の国際化を積極的に推進する。実施に当たっては、国外の研究機関や国際機
	献に資する活動を行う。	関との間で、個々の協力内容に相応しい多様な枠組みの構築、取決めの締結
	なお、国際協力の活性化に伴い、リスク管理として重要になる輸出管理を	により効果的・効率的に進める。
	確実に行う。	関係行政機関の要請に基づき、国際機関の委員会に専門家を派遣すること
		等により、国際的な基準作り等に参加し、国際的な貢献を果たす。
		なお、国際協力の活性化に伴い、リスク管理として重要になる輸出管理を
		確実に行う。
	(4) 社会や立地地域の信頼の確保に向けた取組	(4) 社会や立地地域の信頼の確保に向けた取組
	我が国の原子力利用には、原子力関係施設の立地自治体や住民等関係者を	社会や立地地域の信頼の確保に向けて、多様なステークホルダー及び国民
	含めた国民の理解と協力が必要である。このため、「エネルギー基本計画」	目線を念頭に以下の活動を実施するとともに、より一層の効果的な活動に資
	を踏まえ、科学的知見に基づく情報の知識化を進めるとともに、リスク情報	するため、第三者からの助言を活用する。
	も含めたこれらの情報については国民が容易にアクセスし、かつ分かりやす	
	い形で積極的に公開して透明性を確保するとともに、研究開発成果を社会に	1) 積極的な情報の提供・公開と透明性の確保
	還元する観点から、成果の活用の観点を十分に考慮しつつ、丁寧な広聴・広	常時から機構事業の進捗状況、研究開発の成果、施設の状況、安
	報・対話活動により、機構に対する社会や立地地域からの信頼を得る。また、	全確保への取組や故障・トラブルの対策等に関して、科学的知見及
	機構は、自らが実施する研究開発におけるリスクと常に向き合い、そのリス	びデータ等に基づいた正確かつ客観的な情報を分かりやすく発信す
	クを適切に管理するために、学際的な観点から技術的・社会的な課題を整理	る。また、研究開発を推進するに当たり、研究開発段階から、新た
	していくことが必要である。そのためには、機構のみならず、日本原子力学	な技術が有するリスクについても情報をわかりやすく発信するよう
	会等の外部機関と連携しつつ、互いの知見やリソースを活用して実施する。	努める。その際、受け手側が迅速かつ容易に情報を入手できるよう、
	さらに、原子力が有するリスクと機構が行う研究開発の意義について、地元	機構ホームページや広報誌を積極的に活用して内容の充実に努め

	I	T						
見直し内容	中 長 期 目 標(第3期)	中 長 期 計 画(第3期)						
	住民をはじめとする国民の理解を得ると同時に機構への信頼を高めてい	る。また、海外への発信も視野に入れ、低コストで効果的な研究開						
	ため、機構が実施するリスク管理の状況も含めたリスクコミュニケーショ:	発成果等の情報発信に努める。						
	活動に取り組む。	また、報道機関を介した国民への情報発信活動として、プレス発						
		表に加え、施設見学会・説明会、取材対応等を適時適切に実施する。						
		さらに法令に基づき機構の保有する情報の適切な開示を行う。						
		2)広聴・広報及び対話活動の実施による理解促進						
		研究施設の一般公開や見学会、報告会の開催や外部展示への出展						
		などの理解促進活動を効果的に行う。また、研究開発機関としての						
		ポテンシャルを活かし、双方向コミュニケーション活動であるアウ						
		トリーチ活動に取り組み、サイエンスカフェ、実験教室の開催など						
		理数科教育への支援を積極的に行う。また、機構が行う研究開発の						
		意義とそのリスクについて、地元住民をはじめ国民の理解を得ると						
		同時に機構への信頼を高めていくため、機構が実施する取組につい						
		てリスクコミュニケーション活動に取り組む。						
第4 業務全般に関する見直し	V. 業務運営の効率化に関する事項	Ⅲ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置						
上記第1、第2及び第3に加え、業務全般について以下の取組を	(1)経費の合理化・効率化	(1) 経費の合理化・効率化						
/= N = 1 1 1 #								

# 1 調達業務における透明性・効率性の確保

行うこととする。

本法人では、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、これまで、契約における競争性の確保の観点から随意契約の見直しを行い、本法人における契約案件数に占める随意契約件数の割合は減少してきている。

機構の行う業務について既存事業の効率化及び事業の見直しを進め、一般管理費(租税公課を除く。)について、平成26年度(2014年度)に比べて中長期目標期間中にその●%以上を削減するほか、その他の事業費(各種法令の定め等により発生する義務的経費、外部資金で実施する事業費等を除く。)について、平成26年度(2014年度)に比べて中長期目標期間中にその●%以上を削減する。ただし、新たな業務の追加又は業務の拡充を行う場合には、当該業務についても同様の効率化を図るものとする。また、

機構の行う業務について既存事業の徹底した見直し、効率化を進め、一般管理費(公租公課を除く。)について、平成26年度(2014年度)に比べ中長期目標期間中に、その●%以上を削減するほか、その他の事業費(各種法令の定め等により発生する義務的経費、外部資金で実施する事業費等を除く。)について、平成26年度(2014年度)に比べ中長期目標期間中に、その●%以上を削減する。ただし、これら経費について、新たな業務の追加又は業務の拡充を行う場合には、当該業務についても同様の効率化を図るも

# 見直し内容

一方、一般競争入札により行われている契約案件においては 高落札率案件が比較的多く見られ、中には、複数者が応札して いる契約案件で落札率が 100 パーセントとなっているものも みられるなど、実質的な競争性や透明性が確保されていないと の指摘がある。

このため、今後、調達業務については、以下の措置を講ずることとする。

#### (1) 一般競争入札における透明性・効率性の確保

競争性が高い契約方式である一般競争入札により行われている案件については、契約方式のみならず、実質的な競争性や透明性が確保されることが求められる。このため、複数者が応札している案件で落札率が100パーセントなど高落札率となっている一般競争契約案件などについて、契約監視委員会等における個々の案件ごとの原因の分析・検討等を踏まえた改善方策を講ずることとする。また、特殊な仕様内容の案件、原子力施設・設備で求められる相当程度の品質を確保する必要がある案件等については、必要に応じ、総合評価落札方式や随意契約も含め、最適な契約方式への見直しを行うこととする。

### (2) その他契約事務の効率化のための取組

本法人の業務の効率化を図るための方策として、契約事務の見直しは重要である。このため、本法人全体での案件を精査し、同様の内容の案件を別個に複数行っている場合は、それら複数の案件を一括調達するなど、契約事務の効率化のための本法人全体の取組について継続することとする。

### 中 長 期 目 標(第3期)

人件費については、次項に基づいた効率化を図る。

なお、経費の合理化・効率化を進めるに当たっては、機構が潜在的に危 険な物質を取り扱う法人であるという特殊性から、安全が損なわれること のないよう留意するとともに、安全を確保するために必要と認められる場 合は、安全の確保を最優先とする。また、研究開発成果の最大化との整合 にも留意する。

#### (2) 人件費管理の適正化

職員の給与については、引き続き人件費の合理化・効率化を図るとともに、 総人件費については政府の方針を踏まえ、厳しく見直すものとする。

給与水準については、国家公務員の給与水準や関連の深い業種の民間企業の給与水準等を十分考慮し、役職員給与の在り方について検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。また、適切な人材の確保のために必要に応じて弾力的な給与を設定できるものとし、その際には、国民に対して納得が得られる説明をする。

#### (3)契約の適正化

国立研究開発法人及び原子力を扱う機関としての特殊性を踏まえ、研究開発等に係る物品、役務契約等については、安全を最優先としつつ、最適な契約方式を確保することで、契約の適正化を行う。また、一般競争入札等により契約を締結する際には、更なる競争性、透明性及び公平性を確保するため

## 中 長 期 計 画(第3期)

のとする。また、人件費については、次項に基づいた効率化を図る。

なお、経費の合理化・効率化を進めるに当たっては、機構が潜在的に危険 な物質を取り扱う法人であるという特殊性から、安全が損なわれることのないよう留意するとともに、安全を確保するために必要と認められる場合は、安全の確保を最優先とする。また、研究開発の成果の最大化との整合にも留意する。

経費の合理化・効率化の観点から、幌延深地層研究計画に係る研究坑道の 整備等においては、引き続き民間活力の導入を継続する。

### (2) 人件費管理の適正化

職員の給与については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)を踏まえ、引き続き人件費の合理化・効率化を図るとともに、総人件費については政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。

給与水準については、国家公務員の給与水準や関連の深い業種の民間企業 の給与水準等を十分考慮し、役職員給与の在り方について検証した上で、業 務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持するとともに、検証結果や取組状況 を公表するものとする。また、適切な人材の確保のために必要に応じて弾力 的な給与を設定できるものとし、その際には、国民に対して納得が得られる 説明をする。

#### (3) 契約の適正化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議 決定)に則って、契約監視委員会のチェックの下、研究開発等に係る物品、 役務契約等に係る仕組みを改善する。

一般競争入札等を原則としつつも、研究開発業務の特殊性を考慮した随意

見直し内容	中 長 期	目	標(第3期)	中 長 期 計 画(第3期)
なお、これまで取り組んできている随意契約の見直しに	の改善を図り、適正価格での	)契約を進める。	,	契約を併せた合理的な方式による契約手続きを行う。その際に、随意契約に
ついては、随意契約とする案件の範囲の合理性等につい				よることができる事由を会計規程等において明確化し、透明性、公平性を確
て、引き続き見直しを行いつつ取組を継続することとす				保する。また、一般競争入札等により契約を締結する際には、過度な入札条
<b>ప</b> ం				件を見直すなど応札者にわかりやすい仕様書の作成に努め、公告期間の十分
				な確保等を行う。これらの取組を通じて適正価格での契約に資する。また、
2 的確な評価を実施するため、主務大臣は、「独立行政法人の目				一般競争入札において複数者が応札している契約案件で落札率が 100 パー
標の策定に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)に				セントなど高落札率となっている契約案件について原因の分析・検討を行う
基づき、目標を策定することとする。				ことで契約に更なる適正化を図る。
				随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施につい
3 特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25				ては、契約監視委員会の点検等を受け、その結果を機構ホームページにて公
年12月24日閣議決定)をはじめとする既往の閣議決定等に示さ				表する。さらに、同様の内容の調達案件については、一括調達を行うなど契
れた政府方針に基づく取組について、着実に実施することとす				約事務の効率化のための取組を継続する。
<b>ప</b> ం				
	(4)情報技術の活用等			(4) 情報技術の活用等
	情報技術の活用による業績	8の効率化を継続	読する。また、政府統一 <del>基</del> 準	群を 情報技術の活用による業務の効率化を継続する。また、政府統一基準群を
	含む政府機関における情報も	2キュリティ対	策を踏まえ、情報セキュリテ	・ィ対 含む政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえ、機構における適切な
	策を講じ、情報技術基盤を終	<b>掛、強化する</b> 。		対策を講じ、情報技術基盤の維持、強化に努める。
	(5) 一部業務の分離、統合			(5) 一部業務の分離、統合
	「改革の基本的方向」を踏	まえ、量子科学	研究に関する総合的な研究	開発 「改革の基本的方向」を踏まえ、量子科学研究に関する総合的な研究開発
	の親和性・発展性の観点から	5、核融合研究	開発及び量子ビーム応用研究	究の の親和性・発展性の観点から、核融合研究開発及び量子ビーム応用研究の一
	一部を機構から分離し、放射	村線医学総合研	究所へ統合するための具体的	的な 部を機構から分離し、国立研究開発法人放射線医学総合研究所へ統合するた
	工程等を早期に策定し、円流	骨に実行する。		めの具体的な工程等を早期に策定し、円滑に分離、統合を進める。
	八部・休入に出まっては、	Λ±4-1- 7 π <del>π</del>	明必米なの中状に十座ナナ	ナナー 八部 ダカノロッチューブル 八部ナヤフエア中国を失済の中位に十四年 キャナ
	万確・統合に当につ (は、)	が離される研究	開発業務の実施に支障をきた	たす     分離・統合に当たっては、分離される研究開発業務の実施に支障をきたす

#### 見直し内容 中 標(第3期) 期 画(第3期) 퉅 期 퉅 目 中 計 第3 保有資産の見直し VI. 財務内容の改善に関する事項 VI. 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 1 自己収入の確保 共同研究収入、競争的研究資金、受託収入、施設利用料収入等の自己収入の 共同研究収入、競争的研究資金、受託収入、施設利用料収入等の自己収入の 本法人では、保有する研究施設・設備を大学、公的研究機関、 増加等に努め、より健全な財務内容とする。 増加等に努め、より健全な財務内容の実現を図る。また、運営費交付金の債務 民間企業といった外部の利用に供している。これらの施設のう 残高についても勘案しつつ予算を計画的に執行する。 また、運営費交付金の債務残高についても勘案しつつ予算を計画的に執行す ち、例えばJ-PARCについては、外部利用の需要が非常に る。必要性がなくなったと認められる保有財産については適切に処分するとと 高く、有償利用及び無償利用を合わせた平成25年度の課題実 もに、重要な財産を譲渡する場合は計画的に進める。 1. 予算 施件数は 147 件に上っているにもかかわらず、有償利用の割 平成27年度~平成33年度予算 合が当初の見込みよりも低かったため、同年度の利用料収入は 運営費交付金 施設整備費補助金 核融合研究開発施設整備費補助金 長進的核融合海線炉研究開発費補助金 長進的核融合研究開発費補助金 助以均無等推進先組的根熱合研究開発費補助。 運営費交付金 旅設整備費補助金 約 1,700 万円にとどまっている (1日当たり利用料は約 200 特定先端大型研究施設整備費補助金特定先端大型研究施設運営費等補助金 万円)。これについて、これまでは利用者ニーズを引き出すこ 核セキュリティ強化等推進事業費補助 核変換技術研究開発費補助金 核燃料物質輸送事業費補助金 とを目的として利用料金を軽減してきたところであるが、今後 受託等収入 その他の収入 受託等収入 その他の収入 廃棄物処理処分負担金 においては、利用料収入の増加のための取組の一環として、速 - 一般管理費 (公租公課を除(一般管理費) うち、外件費(管理系) うち、納件費 うち、公租公課 事業費 人件費(事業系) うち、課股組分業務制定へ維入 うち、無性費 うち、理股組分業務制定へ維入 うち、無性費 やかに、利用料金の軽減措置について見直しを行うこととす 事業費 うち、人件費 うち、埋設処分業務経費

る。

「注1]上記予算額は運営費交付金の算定ルールに基づき、一定の仮定の下に 試算されたもの。各事業年度の予算については、事業の進展により必要経費 が大幅に変わること等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、再計 算の上決定される。一般管理費のうち公租公課については、所用見込額を試 算しているが、具体的な額は各事業年度の予算編成過程において再計算の上 決定される。

旅股整備費補助会経費

次期への廃棄物処理事業経費繰越

国際教核融合実験炉研究開発養補助金經費 先進的核融合研究開発養補助金經費 か成分は 助成対策等連合大連の対談合研究開発要補助金経野 特定先端大型研究施設整備費補助金経野 特定先端大型研究施設整備費補助金経野 特定先端大型研究施設運営費等補助金経野 17戶元14/至邻阿施政運営賣等補助金組 按セキュリティ強化等推進事業更補助金組 核変換技術研究開発費補助金組費 核燃料物質輸送事業費補助金組費 受託等経費

次期への廃棄物処理事業経費繰載

(単位:百万円) 埋股処分業務勘定

次期への埋設処分積立金繰越

見直し内容	中	長	期	目	標(第3期)	中 長 期 計 画(第3期)
						[注2] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがあ
						<b>ర</b> .
						[注3] 受託等経費には国からの受託 <del>経</del> 費を含む。
						[注4]
						・「廃棄物処理処分負担金」の使途の種類は、電気事業者との再処理役務契
						約(昭和52年契約から平成6年契約)に係る低レベル放射性廃棄物の処理、
						保管管理、輸送、処分に関する業務に限る。
						・当中長期目標期間における使用計画は、以下のとおりとする。
						平成 27~33 年度の使用予定額:全体業務総費用●●百万円のうち、●●百
						万円
						①廃棄物処理費:
						使用予定額:27~33 年度; 合計●●百万円
						②廃棄物保管管理費:
						使用予定額:27~33 年度; 合計●●百万円
						③廃棄物処分費:
						使用予定額:27~33 年度; 合計●●百万円
						・廃棄物処理処分負担金は次期中長期目標期間に繰り越す。
						[注5]
						・一般勘定及び電源利用勘定の「その他の収入」には、機構法第 17 条第 1
						項に基づく受託研究、共同研究等契約で発生した放射性廃棄物の処理、貯蔵
						及び処分のための費用が含まれる。
						・当該費用のうち処理及び貯蔵のための費用の一部は、平成34年度(2022
						年度)以降に使用するため、次期中長期目標期間に繰り越す。
						【人件費相当額の見積り】
						中長期目標期間中、総額●●百万円を支出する。(国からの委託費、補助金、
						競争的研究資金及び民間資金の獲得状況等により増減があり得る。)

見直し内容	中	長	期	目	標(第3期	])	中	長	期	計	画	(第3期)	
							【運営費多	交付金の算法	定方法】				
							ルール方式	式を採用す	る。毎事業	業年度に交付	付する運	営費交付金(A)につい	
							は、以下の数式により決定する。						
							$A(y) = \{(C(y) - Pc(y) - T(y)) \times \alpha 1 (\cancel{R}\cancel{x}) + Pc(y) + T(y)\} + \{(R(y) - Pr(y) - \xi(y))\}$						
							×α2(係数	数)+ Pr(y)+	+ ζ(y)} +	+ε (y)			
							C (y) =Pc (y	) +Ec (y) +T (	(y)				
							R(y)=Pr(y	) +Er (y)					
							P (y)= {	Pc (y) +Pr (y	/)} = {Pc(	(y-1) +Pr (y-	-1)} × d	σ (係数)	
							Ec(y)=Ec(	(y-1) × β (f	係数)				
							Er(y)=Er(	(y−1) × β (f	<b>係数</b> )× γ (	(係数)			
							各経費及び	了各係数值	こついては	、以下のと	:おり。		
							C(y) : ≝	当該事業年原	度における	一般管理費	i.		
							Ec(y):	当該事業年	度における	る一般管理	費中の物	件費。Ec(y-1)は直前の	
							業年度にお	おける Ec (y)	)。				
							Er (y) :	当該事業年	度における	る事業費中の	の物件費	。Er(y-1)は直前の事業な	
							度における	るEr(y)。					
							P(y) : ≝	当該事業年原	度における	人件費(退	職手当る	合む)。	
							Pc(y):	当該事業年	度における	る一般管理	費中の人	件費。Pc(y-1)は直前の	
							業年度にお	おけるPc(y)	)。				
							Pr (y) :	当該事業年	度における	る事業費中の	の人件費	。Pr(y-1)は直前の事業	
							度における	るPr(y)。					
							R(y) : ≝	当該事業年歷	度における	事業費。			
							T(y) : ≌	当該事業年原	度における	公租公課。			
							$\varepsilon$ (y) :	当該事業年	度における	る特殊経費	。重点施	策の実施、原子力安全	
							制制度の変	变更、事故(	の発生、退	職者の人数	の増減等	の事由により当該年度に	
							限り又は	報的に発	生する経費	であって、	運営費多	付金算定ルールに影響	

見直し内容	中	長	期	目	標(第3期)	中 長 期 計 画(第3期)
						与えうる規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程におい
						て、具体的に決定。
						ζ (y) : 各種法令の定め等により発生する義務的経費、外部資金で実施する
						事業費等。
						α1 : 一般管理効率化係数。中長期目標に記載されている一般管理費に関
						する削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度
						における具体的な係数値を決定。
						α2 : 事業効率化係数。中長期目標に記載されている削減目標を踏まえ、
						各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値
						を決定。
						β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度
						における具体的な係数値を決定。
						γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度に
						おける具体的な係数値を決定。
						σ : 人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において、給与昇給率等
						を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。
						【中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等】
						上記算定ルール等に基づき、以下の仮定の下に試算している。
						・運営費交付金の見積りについては、 $arepsilon$ (特殊経費)は勘案せず、 $lpha$ 1(一
						般管理効率化係数)は平成26年度(2014年度)予算額を基準に中期目標期
						間中に●%の縮減、α2(事業効率化係数)は平成26 年度(2014 年度)予算
						額を基準に中期目標期間中に●%の縮減として試算。
						<ul><li>事業経費中の物件費については、β(消費者物価指数)は(●%)とし、</li></ul>
						γ (業務政策係数) は一律● として試算。
						・人件費の見積りについては、σ(人件費調整係数)は(●%)とし、退職
						者の人数の増減等がないものとして試算。

見直し内容	4	-	長	期	目	標(第3期)	中 長 期 計 画(第3期)
							・補助金の見積りについては、補助金毎に想定される資金需要を積み上げに
							て試算。経費の合理化・効率化の観点から、幌延深地層研究計画に係る研究
							坑道の整備等においては、引き続き民間活力の導入を継続する。
							2. 収支計画
							平成 27 年度~平成 33 年度収支計画
							(集会:百万円) (集合:100円) (集合:100円) (集合:100円) (集会:100円) (集会:100円) (集合:100円) (集合:10
							東州の部 株の費用 ・ 本 ・ 本 ・ 本 ・ 本 ・ 本 ・ 本 ・ 本 ・ 本
							文式作物研究 文式作物研究 所付貨市 事務研究 所用
							(中級の原 運営費文付金収益 補助金収益 受託等収入 受託等収入 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
							その他の収入 資産見返負債戻入 臨時利益 臨時利益
							終利益 制中列 日標期間線維護立金收繳額 都中列 日標期間線維護立金收繳額 都利益 報利益 報利益
							[注1] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがあ
							(注1) 谷懶順昇と音計欄の数子は四括五人の関係で一致しないことがある。
							[注2]
							・ 「廃棄物処理処分負担金」の使途の種類は、電気事業者との再処理役務
							契約(昭和52 年契約から平成6 年契約)に係る低レベル放射性廃棄物の処
							理、保管管理、輸送、処分に関する業務に限る。
							・当中長期目標期間における使用計画は、以下のとおりとする。
							平成 27~33 年度の使用予定額:全体業務総費用●●百万円のうち、●● 百
							万円
							①廃棄物処理費:
							使用予定額:27~33 年度; 合計●●百万円
							②廃棄物保管管理費:
							使用予定額:27~33 年度; 合計●●百万円

見直し内容	中	長	期	目	標(第3期)	中 長 期 計 画(第3期)
						③廃棄物処分費:
						使用予定額:27~33 年度; 合計●●百万円
						・廃棄物処理処分負担金は次期中長期目標期間に繰り越す。
						[注3]
						・一般勘定及び電源利用勘定の「その他の収入」には、機構法第17条第1項
						に基づく受託研究、共同研究等契約で発生した放射性廃棄物の処理、貯蔵及
						び処分のための費用が含まれる。
						・当該費用のうち処理及び貯蔵のための費用の一部は、平成34年度(2022
						年度)以降に使用するため、次期中長期目標期間に繰り越す。
						3. 資金計画
						平成27 年度~平成33 年度資金計画
						(春公五万円) (春公五万
						東形元動による支出 うち埋放的分乗和数~後入 投資面配による支出 対策面配による支出 対策面配による支出 対策面配による支出 対策面配による支出 対策面配による支出 対策面配による支出 対策面配による支出 対策面配による支出 対策面配による支出 対策面配による支出 対策面配による支出 対策面配による支出 対策面配による支出 対策面配による支出 対策面配による支出 次解中期目電の開席への総金金
						受託等収入 受託等収入 投資活動による収入
						せい他の収入 投資活動による収入 施設整備費による収入 ・エールのかと 1
						財務活動による収入 財務活動による収入 前期中期目標剤既よりの参数金 新期中期目標剤既よりの参数金
						[注1] 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがあ
						<b>న</b> 。
						[注2]
						・「廃棄物処理処分負担金」の使途の種類は、電気事業者との再処理役務
						契約 (昭和52 年契約から平成6 年契約) に係る低レベル放射性廃棄物の処
						理、保管管理、輸送、処分に関する業務に限る。
						・当中長期目標期間における使用計画は、以下のとおりとする。
						平成 27~33 年度の使用予定額:全体業務総費用●●百万円のうち、●●百

見直し内容	中	長	期	目	標(第3期)	中 長 期 計 画(第3期)						
						万円						
						①廃棄物処理費:						
						使用予定額:27~33 年度; 合計●●百万円						
						②廃棄物保管管理費:						
						使用予定額:27~33 年度; 合計●●百万円						
						③廃棄物処分費:						
						使用予定額:27~33 年度; 合計●●百万円						
						・廃棄物処理処分負担金は次期中長期目標期間に繰り越す。						
						[注3]						
						・一般勘定及び電源利用勘定の「その他の収入」には、機構法第17条第15						
						に基づく受託研究、共同研究等契約で発生した放射性廃棄物の処理、貯蔵及						
						び処分のための費用が含まれる。						
						・当該費用のうち処理及び貯蔵のための費用の一部は、平成34年度(202						
						年度)以降に使用するため、次期中長期目標期間に繰り越す。						
						V. 短期借入金の限度額						
						短期借入金の限度額は、●●億円とする。短期借入金が想定される事態とし						
						ては、運営費交付金の受入れに遅延等が生じた場合である。						
						VI. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産						
						の処分に関する計画						
						保有財産について、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要か否かにつ						
						いて検証を実施し、必要性がなくなったと認められる場合は、独立行政法人通						
						則法の手続に則り処分する。						
						VII. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとすると						

見直し内容	中	長	期	目	標	(第3期	)	中	長	期	計	画	(第3期)	
								きは、その計	·画					
							茨城県が実施する国道 245 号線の拡幅整備事業に伴い、茨城県那珂郡東海村							
							の宅地、山林及び雑種地の一部について、茨城県に売却する。また、群馬県が							
			   実施する県道 13 号線(前橋長瀞線)及び県道 142 号線(綿貫篠塚線)の道路											
			改築事業に伴	い、群馬県	表記 高崎市の	雑種地の一	部につい	て、群馬県に売却する。						
								WI. 剰余金の使途	<u>\$</u>					
								機構の決算	において乗	除金が発	生したとき	は、		
								<ul><li>以下の業</li></ul>	務への充≦	当				
								1 (	調整中】					
								2						
								・研究開発業務の推進の中で追加的に必要となる設備等の調達の使途に充て						
								<b>ర</b> 。						
	VII. その他業務運	営に関する	重要事項					IX. その他業務運	営に関す	る重要事項	į			
	1. 効果的、効率	的なマネジ	メント体制	の確立				1. 効果的、効	率的なマネ	ペジメント(	本制の確立	<u>.</u>		
	(1)効果的、效	加率的な組織	<b>能運営</b>					(1)効果的、	効率的な	組織運営				
	「改革の	基本的方向	]」を踏まえ	え、理事長	のリーダ	゛ーシップの゛	下、安全を最	多様な研	<b>飛門発活</b>	動を総合的	りに実施す	る原子力	研究開発機関として、理事	
	優先とした	こ上で研究	開発成果の	最大化を図	図るため、	組織体制を	不断に見直す	長の強い!	Jーダーシ	ップの下、	安全を最優	きたとした	上で研究開発成果の最大	
	とともに、	迅速かつな	劝果的、效率	率的な組織	輝営を行	うい、経営管理	理サイクルを	化を図るが	こめ、経営	戦略の企画	・立案や多	全確保活	動等の統括などの経営支	
	適切に構築	♀・実施する	ることによ	り、継続的	に改善す	ける。その際、	、それぞれの	援機能を引	針し、迅	速かつ的確	な意思決定	定と機動的	勺・弾力的な経営資源配分	
	業務を管理	里する責任:	者である役	と員が担当	する業務	について責任	壬を持って取	を行う。ま	た、主要	事業ごとに	設置した部	網におい	<b>いては、部門長に相応の</b> 責	
	組を先導す	する。						任と権限を	を付与する	ことにより	し、理事長の	)経営方金	Hの徹底と合理的な統治を	
								可能にする	るとともに	、部門内の	ガバナンス	ス及び連携	強化による機動的に業務	
								運営を行	う。なお、 <del>i</del>	部門制導入	に伴う弊語	害の除去る	こ、メリットの最大化に向	
								け組織、美	美務フロー	の見直しる	を不断に行	う。		

見直し内容	中	長	期	目	標	(第3期)	中 長	期	計	画(	第3期)
							業務遂行に当たっ	っては、機構	構、部門・換	心点の各レベ	いで、適切な経営管理
							サイクルを構築・実	施すること	:により、業	務の質を継	続的に改善する。また、
							理事長及び理事は、	現場職員と	の直接対話	(辞に努め、	経営方針を職員に周知
							するとともに、現	易の課題を追	<b>箇時、的確</b> (	こ把握し、 <sup>2</sup>	その迅速な解決を図る。
							さらに、外部からの	)助言、提言	に基づいて	て健全かつ郊	別果的、効率的な事業運
							営を図るとともに、	事業運営0	)透明性を研	を保する。 な	よお、原子力安全規制行
							政及び原子力防災等	等への技術的	内支援に係ん	る業務につし	いては、機構内に設置し
							た外部有識者からな	る規制支持	暖の審議会の	の意見を尊	重して、当該業務の実効
							性、中立性及び透明	別性を確保す	する。		
							機構改革計画に	Ĕり込まれ <i>†</i>	≥組織・業務	運営に関す	る様々な自己改革への
							取組については、形	骸化しない	よう経営管	理サイクル	において継続的に検証
							する。				
	(2) 内部統制	訓の強化					(2) 内部統制の強化				
	適正か	つ効果的・熱	効率的な内	部統制を引	金化するた	こめに、コンプライアンス	業務運営の効率性	性向上による	る持続した。	発展を目指し	し、社会からの信頼を得
	の徹底、	経営層によ	る意思決定	、内部規定	を整備・道	<b>運用、リスクマネジメント</b>	た事業活動の適法性	生・健全性・	透明性を担	保し、正当な	な資産保全を図るため、
	等を含め	た内部統制	環境を整備	・運用する	るとともに	こ不断の見直しを行う。ま	経営の合理的な意思	思決定による	る適切な内部	部統制環境	を整備・運用する。この
	た、これに	らが有効に核	機能してい	ることを内	部監査等	計によりモニタリングする	ため、経営理念・行	動基準に基	づく役職員	の法令遵守	がに理事長を頂点と
	とともに	、公正かつ	独立の立場	から評価で	するために	こ、監事による監査機能	する適正かつ効率的	りな意思決定	全に努める。	とともに、内	部規定の整備とその運
	体制を強	化する。研	究開発活動	の信頼性の	D確保、科	学技術の健全性の観点が	用により、効果的な	事業運営を	を行う。また	と、事業活動	か遂行に際しては、コ
	ら、研究	不正に適切り	こ対応する	ため、組織	哉として研	一究不正を事前に防止する	ンプライアンス推済	進を含めた・	一元的なリ	スクマネジ	メント活動によりリス
	取組を強	化するとと	もに、管理	責任を明	准化する。	また、万が一研究不正か	クの顕在化を回避す	けるとともに	こ、万一のリ	スク顕在化	に備えた迅速な対処対
	発生した	際の対応の	ための体制	を強化す	る。		応体制を整備する。	さらには、	研究開発第	業務、安全・	保安管理や核セキュリ
							ティの担保、財務会	計管理、契	約事務手級	詩、各々の	所掌業務における牽制
							機能を働かせつつ約	脂織統制を図	<b>図</b> る。		
							あわせて、機構	業務に対す	る随時及び	定期のモニ	タリングを継続して行

見直し内容	中 長	期	目	標(	第3期)	中 長 期 計 画(第3期)
						う。原子力安全の技術的側面を加えた内部監査体制を強化するとともに、監
						事監査の実効性確保に向けた体制を整備することにより、各組織が行う業務
						に対する効果的なモニタリング及び適切な評価を行い、業務是正・改善へと
						つなげる。
						また、研究開発活動等における不正行為及び研究費の不正使用の防止のた
						めの取組計画を体系的に策定し、倫理研修等の教育研修の実施、各組織にお
						ける活動内容の点検及び必要な見直しを行うとともに、不正発生時への対応
						体制を強化するなど、国民、社会から信頼される公正な研究開発活動を推進
						する。
	(3)研究組織間の連携、	研究開発評	価等による	る研究開発	成果の最大化への	カ貢献 (3) 研究組織間の連携、研究開発評価等による研究開発成果の最大化
	機構内の部局を起	望えた取組や	や、組織内	の研究イン	レフラの有効活用	等によ
	り、機構全体として	の研究成果	果の最大化1	こつなげる	取組を強化する。	1) 研究組織間の連携等による研究開発成果の最大化
	「独立行政法人の	評価に関す	ける指針」(	平成 26 年	9月総務大臣)や	5「研究 分野横断的、組織横断的な取組が必要な機構内外の研究開発ニー
	開発成果の最大化に	向けた国立	立研究開発	法人の中土	長期目標の策定及	び評価 ズや課題等に対して、理事長、部門長等が機動的に研究テーマを設
	に関する指針」(平原	<b>戈26年7月</b>	総合科学技	支術・イノ	ベーション会議)	等に基 定し又はチームを組織するなど、機構全体としての研究成果の最大
	づき、自己評価を行	い、その成	果を研究計	画や資源	配分等に反映させ	せること 化につながる取組を強化する。また、職員の自主的な組織横断的取
	で研究開発成果の最	大化と効果	<b>巣的かつ効</b> 薬	率的な研究	開発を行う。また	と、自己 組を積極的に支援する措置を講ずる。
	評価は、客観的で信	頼性の高い	ものとする	ることに十	分留意するととも	もに、外 また、機構内の研究インフラについて組織を超えて有効活用を図
	部評価委員会の評価	結果等を通	適切に活用す	する。		るためのデータベースを充実させる。
						さらに、若手の研究者・技術者への継承・能力向上等に資するた
						め、各部署において効果的な知識マネジメント活動を実施するとと
						もに、良好事例について機構内で水平展開を進める。
						2) 評価による業務の効果的、効率的推進
						研究開発に関する外部評価委員会を主要な事業ごとに設け、「独立

見直し内容	中	長	期	目	標	(第3期)		中	長	期	計	画	(第3期)	
									行政法人の	評価に関す	る指針」に	基づき、	事前、中間、事後の	段階
									で、国の施設	策との整合	性、社会的	ニーズ、	研究マネジメント、	アウ
									トカム等の	視点から各	事業の計画	・進捗・	成果等の妥当性を評	価す
								る。その評価結果は研究計画、研究マネジメント、研究開発組織						織や
								:	施設・設備の	の改廃等を	含めた予算	・人材等	の資源配分に適切に	.反映
									させること	で、研究成績	果の最大化	を図る。		
									適正かつ	厳格な評価	に資するた	めに、機	機構の研究開発機関と	して
									の客観的な	業績データ	を整備する	とともに	二、評価結果は、機構	沐一
									ムページ等	を通じて分れ	かりやすく	公表する	00	
								また、独立行政法人通則法に基づく自己評価に当たっては、						客観
								的で信頼性の高いものとすることに十分留意するとともに、外					部評	
									価委員会の	評価結果等	を適切に活	用する。		
								(4) 業務改	革の推進					
								より一層の業務効率化を目指すとともに、業務運営の継続的改善の意欲					欲を	
								今後も保持し、業務改革の更なる定着を図るため、業務改革推進委員会に					送き	
								づく活動	動を中心に第	業務の改善・	· 効率化等	を推進す	る。	
								また、	現場の声を	吸い上げる	仕組みとし	て職員等	等からの業務改善・効	摔化
								提案制度	ぎについても	と継続的に耳	対組んで	ハく。		
2 保有資産の処分等	2. 施設・設備に		,					2. 施設・設						
本法人では、これまで、業務の効率化等の観点から、保有す						いて示した施							示施設については、	
る必要性がなくなった研究施設・設備、分室、宿舎等の資産の	着実に進める												なくなったと認めら	
処分、運営の合理化等の取組を行ってきている。	証し、必要性												の保有資産について	
今後、本法人が、原子力に関する唯一の総合研究開発機関と	展示施設以外	の保有資産	言についても	も、引き続	き機構が	保有すること	の必要性に						紀代では、具体的な	
して、求められる成果を適時適切に得て我が国の原子力利用に	ついて厳格に	検証し、具	体的な計画	画のもとに、	、処分等	を着実に推進す	する。また、	のもとに	、処分等を持	着実に推進す	する。また	、将来の	研究開発ニーズや原	(子力

### 見直し内容

貢献していくためには、保有資産を絞り込み、組織運営の一層 の合理化・効率化を図っていく必要がある。

このため、本法人が保有する資産について、以下の措置を 講ずることとする。

#### (1) 展示施設の処分等

本法人では、地域住民による正しい原子力の理解増進に 資すること等を目的として運営してきた9展示施設のう ち6施設について、平成24年8月までにその機能の廃止 を行った。しかし、廃止後も処分が進まず、その間、毎年 度多額の維持費を要していることから、早急にその必要性 を検証し、これらの施設の処分を行うこととする。

また、現在展示施設として機能している3施設のうち2施設(きっづ光科学館ふおとん及び大洗わくわく科学館)については他法人等へ移管する方向で検討しているところであり、残り1施設(むつ科学技術館)についても、できる限り早期に、利用者数の推移等も踏まえ展示施設としての必要性を検証した上で、可能な限り施設の処分を行うこととする。

#### (2) その他保有資産の処分等

一層の効率的な組織運営の観点から、上記以外の保有資産についても、引き続き、本法人が保有することの必要性について厳格に検証し、具体的な計画のもとに、処分等を 着実に推進することとする。

# 中 長 期 目 標(第3期)

将来の研究開発ニーズや原子力規制行政等への技術的支援のための安全研究ニーズ、改修・維持管理コスト等を総合的に考慮し、業務効率化の観点から、役割を終えて使用していない施設・設備については速やかに廃止措置を行うとともに、既存施設の集約・重点化、廃止措置に係る計画を策定し着実に対応する。

なお、業務の遂行に必要な施設・設備については、重点的かつ効率的に、更 新及び整備を実施するとともに、耐震化対応、新規制基準対応を計画的かつ適 切に進める。

### 中 長 期 計 画(第3期)

規制行政等への技術的支援のための安全研究ニーズ、改修・維持管理コスト等を総合的に考慮し、業務効率化の観点から、役割を終えて使用していない施設・設備については速やかに廃止措置を行うとともに、既存施設の集約・ 重点化、廃止措置に係る計画を策定し着実に対応する。

なお、業務の遂行に必要な施設・設備については、重点的かつ効率的に更 新及び整備を実施するとともに、耐震化対応、新規制基準対応を計画的かつ 適切に進める。

平成 27 年度 (2015 年度) から平成 33 年度 (2021 年度) 内に取得・整備する施設・設備は次のとおりである。

(単位:百万円)

施設設備の内容	予定額	財源
調整中		

3. 国際約束の誠実な履行に関する事項

機構の業務運営に当たっては、我が国が締結した原子力の研究、開発及び利用

3. 国際約束の誠実な履行に関する事項

機構の業務運営に当たっては、ITER計画、BA活動等、我が国が締結した原

見直し内容	中 長 期 目 標(第3期)	中 長 期 計 画(第3期)						
	に関する条約その他の国際約束を誠実に履行する。	子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束について、他国の						
		状況を踏まえつつ誠実に履行する。						
	4. 人事に関する事項	4. 人事に関する計画						
	安全を最優先とした業務運営を基本とし、研究開発成果の最大化と効果的かつ効	研究開発成果の最大化と効率的な業務遂行を図るため、目指すべき人材像、						
	率的に業務を遂行するために、女性の活躍や研究者の多様性も含めた人事に関す	採用、育成の方針等を盛り込んだ総合的な人事に関する計画を策定し、特に						
	る計画を策定し戦略的に取り組む。また、役職員の能力と業務実績を適切かつ厳	以下の諸点に留意しつつ戦略的に取り組む。						
	格に評価し、その結果を処遇に反映させることにより、意欲及び資質の向上を図	研究者については、流動的な研究環境や卓越した研究者の登用を可能と る環境を整備し、国内外の優れた研究者を確保するとともに、大学・研究						
	るとともに、責任を明確化させ、また、適材適所の人事配置を行い、職員の能力							
	の向上を図る。	関等との人事交流を充実し、機構職員の能力向上のみならず、我が国の原子						
		力人材の育成に貢献する。国際的に活躍できる人材の輩出を目指し、海外の						
		大学・研究機関での研究機会や国際機関への派遣を充実する。						
		研究開発の進展や各組織における業務遂行状況等に応じた組織横断的かつ						
		弾力的な人材配置を実施する。また、組織運営に必要な研究開発能力や組織						
		管理能力の向上を図るため、人材の流動性を確保するなどキャリアパスにも						
		考慮した適材適所への人材配置を実施する。						
		業務上必要な知識及び技能の習得、組織のマネジメント能力向上のため、						
		産業界との人事交流を含め教育研修制度を充実するとともに、再雇用制度を						
		効果的に活用し世代間の技術伝承等に取り組む。						
		女性職員の積極的な確保及び活用を図る観点から、男女共同参画に積極的						
		に取り組むとともに、ワークライフバランスの充実に継続的に取り組む。						
		職員のモチベーションと資質の向上のため、人事評価制度等を適切に運用						
		し、役職員の能力と実績を適切かつ厳格に評価しその結果を個々人の処遇へ						
		反映させることにより、モチベーション及び資質の向上を図るとともに責任						
		を明確化させる。						

見直し内容	中	長	期	目	標(第3期)	中	長	期	計	画(第3期)
						5. 中長期目標	原の期間を起	超える債務	負担	
						中長期目標期間を超える債務負担については、研究開発を行う施設・設備の整備				
						が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響				
						を勘案し合理的	と判断され	るものにつ	ついて行う。	
	<u> </u>									